

# 未来にひろがる まめっ子すくすく計画

「本別町子ども・子育て支援事業計画」

(平成27年度～平成31年度)

「子どもの笑顔は地域の宝

地域で支える子ども・子育て」



本 別 町

平成27年3月

# はじめに

子どもはいつの時代にあっても、どこの地においても、かけがえのない存在です。次代を担う‘本別の宝’である子どもたちが、生き生きと健やかに育つことは、私たちの願いであり、責任であります。

政府は、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を成立させ、これまで高齢者重視であった社会保障制度を大きく見直し、消費税を財源とする全世代対応型の社会保障制度へとシフトしました。いわゆる社会保障・税一体改革による「子ども・子育て支援新制度」の創設です。

子ども・子育て支援新制度は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」、「地域の子育て支援の一層の充実」、「保育の量の拡大・確保」を目指し、社会全体で子育てを支える新たな仕組みを整えるもので、平成27年4月から本格スタートします。

本町においても、平成27年度から平成31年度までを計画期間とした「未来にひろがるまめっ子すくすく計画（本別町子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。この計画は、「子どもの笑顔は地域の宝 地域で支える子ども・子育て」を基本理念に、地域の実情に応じた子ども・子育て支援施策を、総合的かつ効率的に提供できる体制を確保するものです。

この計画の着実な進捗により、子どもを生き育てることを負担ではなく、喜びとして感じられるよう、そしてまち全体で子育てを担い、地域で人と人がつながる仕組みを整備し、子どもの笑顔があふれるまちをつくり上げ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指してまいります。

結びといたしまして、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました本別町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査などを通じて貴重なご意見をいただきました多くの皆様に、この場をお借りして厚くお礼申し上げますとともに、今後とも本町の福祉行政の推進にご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

平成27年3月

本別町長 高橋正夫

# 目 次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
4 行動計画策定の経過.....	2
第2章 子どもをめぐる現状と課題.....	3
1 人口・世帯の状況.....	3
(1) 人口動態.....	3
(2) 世帯の動向.....	6
2 結婚・就業の状況.....	8
(1) 未婚率.....	8
(2) 平均初婚年齢.....	8
(3) 第1子出生時の母親の平均年齢.....	9
(4) 女性の就業状況.....	9
3 子育て環境.....	10
(1) 子どもの教育・保育環境.....	10
(2) 児童・生徒の状況.....	12
(3) 放課後児童クラブ.....	13
(4) 母子保健事業.....	14
4 アンケート調査の結果.....	16
(1) 調査の概要.....	16
(2) アンケート結果と課題.....	16
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
1 計画の基本理念.....	23
2 計画の基本的視点.....	24
(1) 地域全体で支え合う視点.....	24
(2) 子どもからの視点.....	24
(3) サービス利用者の視点.....	24
(4) すべての子どもと家庭への支援の視点.....	24

(5) 次世代に向けた長期的な視点.....	24
3 計画の基本目標.....	25
(1) 「福祉でまちづくり」推進と支え合い活動の充実.....	25
(2) 子どもの権利を尊重し、子どもが夢をもって暮らせる環境づくり.....	25
(3) 健やかに生み育てる環境の充実.....	25
(4) 自然・地域と親しみ豊かな心と生きる力を育む.....	25
第4章 本別町子ども・子育て支援事業計画.....	27
1 新制度の全体像.....	27
2 新制度の体系.....	28
(1) 子どものための教育・保育給付.....	28
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	31
(3) 保育の必要性の認定について.....	31
3 教育・保育提供区域の設定.....	33
4 教育・保育の量の見込みと提供体制.....	33
(1) 推計人口.....	33
(2) 幼児期の教育と保育.....	34
(3) 地域子ども・子育て支援事業.....	36
5 教育・保育の一体提供及び推進体制の確保.....	44
(1) 国内の認定こども園の整備の状況.....	44
(2) 本別町における教育・保育施設の状況.....	44
(3) 本別町の教育・保育の一体的提供の推進の考え方.....	45
第5章 子ども・子育て支援の取組.....	47
1 福祉でまちづくり推進と支え合い活動の充実.....	47
(1) 子育て支援サービスの拡充.....	47
(2) 子育てを支援する人材・団体の育成.....	49
(3) 子育て支援のネットワークづくり.....	50
(4) 保育サービスの充実.....	51
(5) 仕事と子育ての両立推進.....	51
(6) 男性の育児参加の促進.....	52
(7) 安全・安心なまちづくりの推進.....	53
2 子どもを尊重し、子どもが夢をもって暮らせる環境づくり.....	55
(1) 子どもの権利確立.....	55
(2) 児童虐待防止対策の充実.....	56

3 健やかに生み育てる環境の充実.....	58
(1) 子どもを持ちたい人への支援.....	58
(2) 妊産婦に関する切れ目のない保健対策の充実.....	59
(3) 幼児と親の健康の確保.....	61
(4) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実.....	64
(5) 支援を必要とする子どもへの療育の充実.....	69
(6) 子どもの安全確保.....	72
4 自然・地域と親しみ豊かな心と生きる力を育む.....	74
(1) 児童の健全育成活動の支援.....	74
(2) 家庭や地域の教育力の向上.....	76
(3) 次代の親の育成活動の充実.....	77
(4) 生きる力の育成強化.....	77
第6章 計画の推進に向けて.....	81
1 地域の住民・団体・機関等の連携及び協力体制の構築.....	81
2 地域資源の把握・有効活用.....	81
3 計画の点検・評価.....	81
資料編.....	83
1 本別町子ども・子育て会議条例.....	83
2 本別町子ども・子育て会議委員名簿.....	85
3 本別町子ども・子育て会議開催状況.....	86





# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の背景と目的

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、社会保障をはじめ、わが国の社会経済全体に急速な構造的変化をもたらし、深刻な影響を与えるだけでなく、子どもたちが健やかに育つ環境を形成するうえでも大きな課題となっています。

本格的な人口減少社会が到来する中で、家庭や地域における子育て力・教育力の低下や保育ニーズの多様化など、子どもや子育て家庭をめぐっては依然として解決すべき課題が数多く残されています。

こうした中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立しました。これら3法に基づく子ども・子育て支援新制度では、市町村を実施主体として、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付け、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

なお、時限立法である「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定された『次世代育成支援行動計画』は義務策定から任意策定に変更され、各地域の実情に応じて必要な特定の事項のみの作成とすることも可能であるとされました。

本町においては、現行の「未来にひろがるまめっ子すくすく計画（本別町次世代育成支援地域行動計画）「後期計画」が平成26年度で終期を迎えることから、子ども施策を総合的かつ計画的に進め、引き続き諸課題の解決に取り組んでいくため、平成27年度から31年度までを期間とする「未来にひろがるまめっ子すくすく計画（本別町子ども・子育て支援事業計画）」を策定するものです。

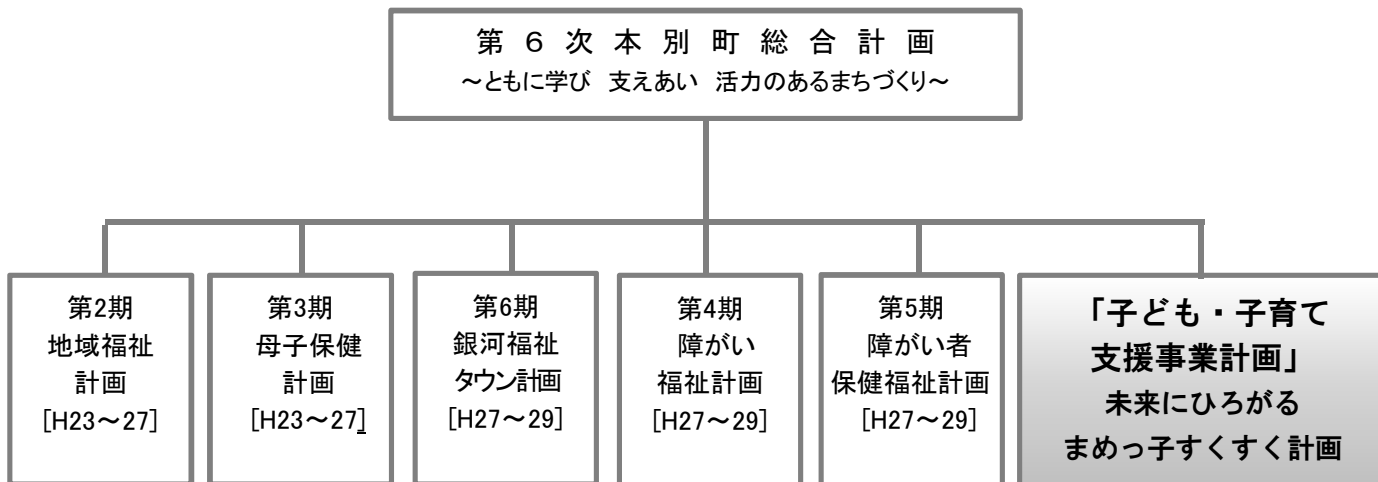


## 2 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定された「子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」の内容を包含し、本町におけるおおむね18歳未満のすべての子どもと家庭を対象とした子ども施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置付けるものです。

また、上位計画である「本別町総合計画」、健康福祉・教育分野など各分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しています。

子ども施策は、保育など子育て支援サービスを充実するだけでなく、地域で暮らす子ども、その子どもを育む家庭を、教育、子育て支援、コミュニティ、保護者の就業・雇用、生活環境、若者の自立支援などの面から、総合的に応援する地域づくりを進めようとするものです。



## 3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

## 4 行動計画策定の経過

子育てに携わる団体や子育て支援に関心のある方々を委員とする「本別町少子化対策推進協議会（平成25年12月18日から本別町子ども・子育て会議に移行）」で意見をいただき、ニーズ調査項目に反映しました。

また、「子ども・子育て支援事業計画」策定に当たっては、本会議において様々なご意見をいただき検証、見直しを行いました。





## 第2章 子どもをめぐる現状と課題

### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 人口動態

##### 1) 人口の動向

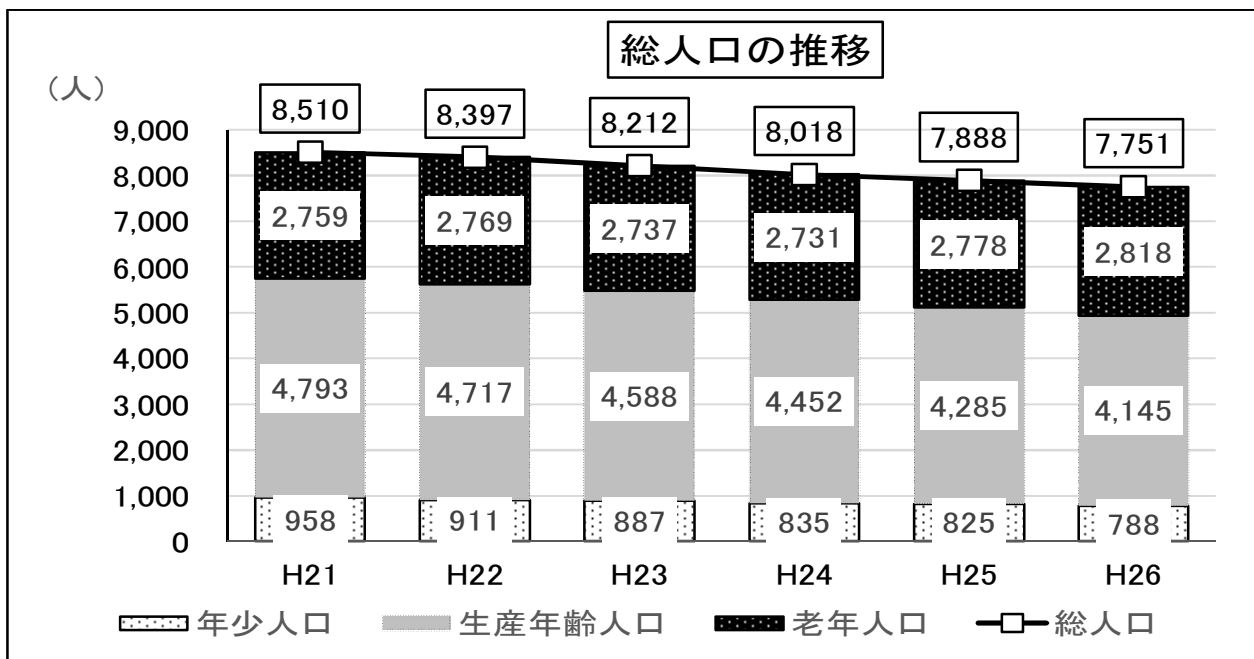
本町の総人口は年々減少し、平成26年4月1日で、7,751人です。

人口構成割合の推移をみると、15歳未満の年少人口割合は減少傾向、高齢者割合は増加傾向にあります。

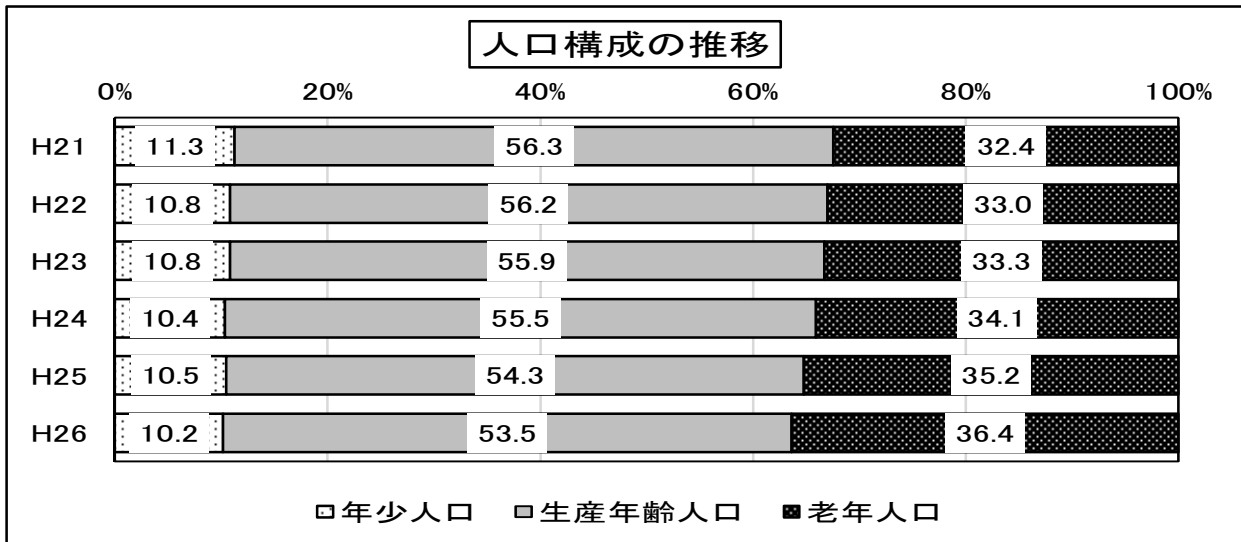
##### ■人口構成の推移

区 分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
年 少 人 口 (0～14 歳)	人	958	911	887	835	825	788
	%	11.3	10.8	10.8	10.4	10.5	10.2
生 産 年 齢 人 口 (15～64 歳)	人	4,793	4,717	4,588	4,452	4,285	4,145
	%	56.3	56.2	55.9	55.5	54.3	53.5
老 年 人 口 (65 歳以上)	人	2,759	2,769	2,737	2,731	2,778	2,818
	%	32.4	33	33.3	34.1	35.2	36.4
総 人 口	人	8,510	8,397	8,212	8,018	7,888	7,751
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：住民基本台帳（各年4月1日）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



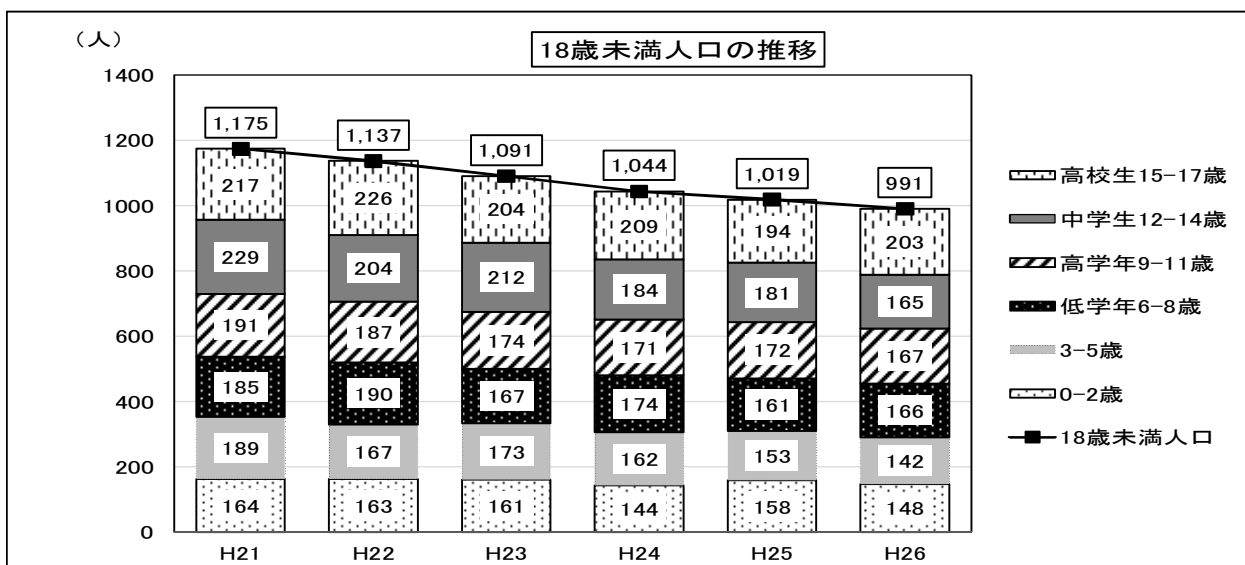
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2) 子どもの人口

18歳未満人口の推移をみると、減少傾向にあります。就学前人口が大きく減少しており、今後も18歳未満人口は減少傾向が続くことが予測されます。

### ■18歳未満人口の推移

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0～2歳	164	163	161	144	158	148
3～5歳	189	167	173	162	153	142
就学前人口小計	353	330	334	306	311	290
低学年 6～8歳	185	190	167	174	161	166
高学年 9～11歳	191	187	174	171	172	167
小学生小計	376	377	341	345	333	333
中学生 12～14歳	229	204	212	184	181	165
高校生 15～17歳	217	226	204	209	194	203
18歳未満人口合計	1,175	1,137	1,091	1,044	1,019	991





### 3) 出生数等の推移

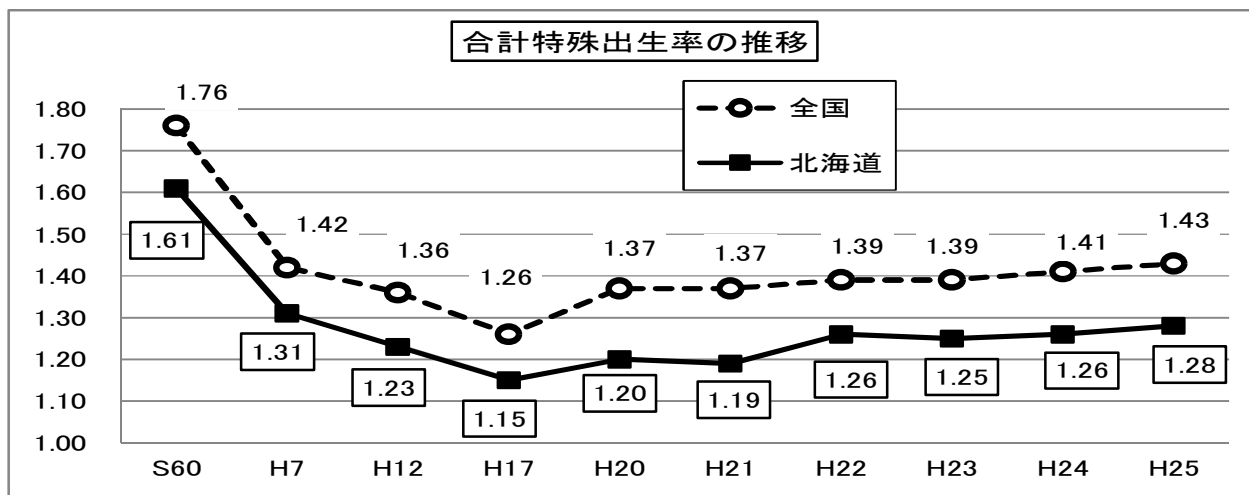
本町の出生数は、平成22年は63人で、合計特殊出生率も2.09と非常に高い数値となりましたが、平成23年には出生数が41人で合計特殊出生率も1.55と低くなりました。

しかし、全国や北海道に比べると高く推移しています。

#### ■出生数等の推移

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
出 産	出 産 数	48	63	41	61
	死 産 数	-	1	1	1
	新 生 児 死 亡	1	-	-	-
	周 産 期 死 亡	-	-	1	-
	合 計 特 殊 出 生 率	1.55	2.09	1.55	1.68
婚 姻	婚 姻 件 数	33	33	23	36
	離 婚 件 数	14	15	12	6

資料：十勝保健情報年報、本別町健康管理センター



資料：人口動態総覧

#### 合計特殊出生率

その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当する。



## (2) 世帯の動向

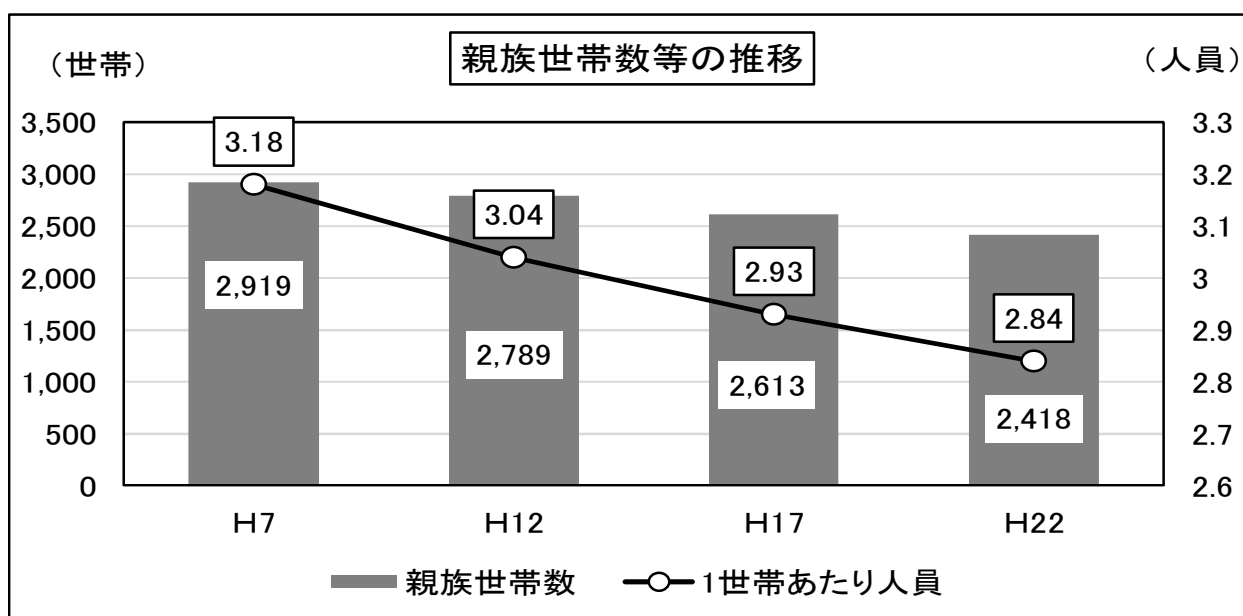
### 1) 世帯数と平均世帯人員の推移

国勢調査から親族世帯の数と世帯あたり平均人員をみると、ともに減少傾向にあります。

#### ■親族世帯数等の推移

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
親 族 世 帯 数	2,919	2,789	2,613	2,418
親 族 世 帯 人 員	9,291	8,491	7,657	6,878
世帯あたり平均人員	3.18	3.04	2.93	2.84

資料：国勢調査



#### ■国勢調査における世帯の種類分類

世 帯	一 般 世 帯	A: 親族世帯	I: 核家族世帯
		B: 非親族世帯	II: その他の親族世帯
		C: 単独世帯	
	施 設 等 の 世 帯		





## 2) 子どものいる世帯の類型

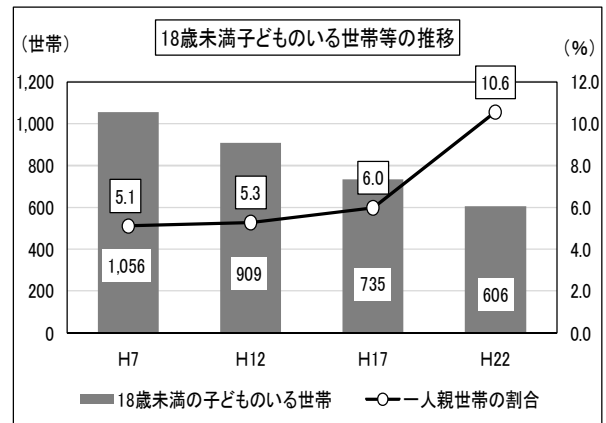
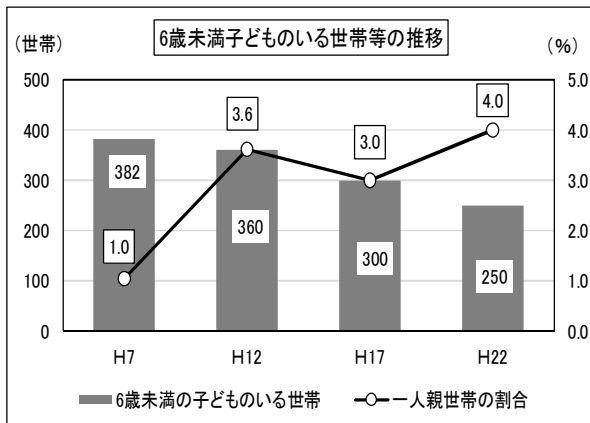
一般世帯（親族世帯）、子どものいる世帯ともに減少傾向にある中で、ひとり親世帯の割合は増加傾向にあります。平成22年では、6歳未満の子どものいる世帯のうちの4.0%（10世帯）、18歳未満の子どものいる世帯のうちの10.6%（64世帯）となっています。

■世帯類型の推移

〔単位：世帯（％）〕

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数（親族世帯）（A）	2,919	2,789	2,613	2,418
6歳未満の子どものいる世帯（B）	382	360	300	250
B/A（％）	13.1	12.9	11.5	10.3
核家族世帯（a）	274	264	227	197
a/B（％）	71.7	73.3	75.7	78.8
ひとり親世帯（c）	4	13	9	10
c/B（％）	1.0	3.6	3.0	4.0
その他親族世帯（b）	108	96	73	53
b/B（％）	28.3	26.7	24.3	21.2
18歳未満の子どものいる世帯（C）	1,056	909	735	606
C/A（％）	36.2	32.6	28.1	25.1
核家族世帯（d）	711	627	532	453
d/C（％）	67.3	69.0	72.4	74.8
ひとり親世帯（f）	54	48	44	64
f/C（％）	5.1	5.3	6.0	10.6
その他親族世帯（e）	345	282	203	153
e/C（％）	32.7	31.0	27.6	25.2

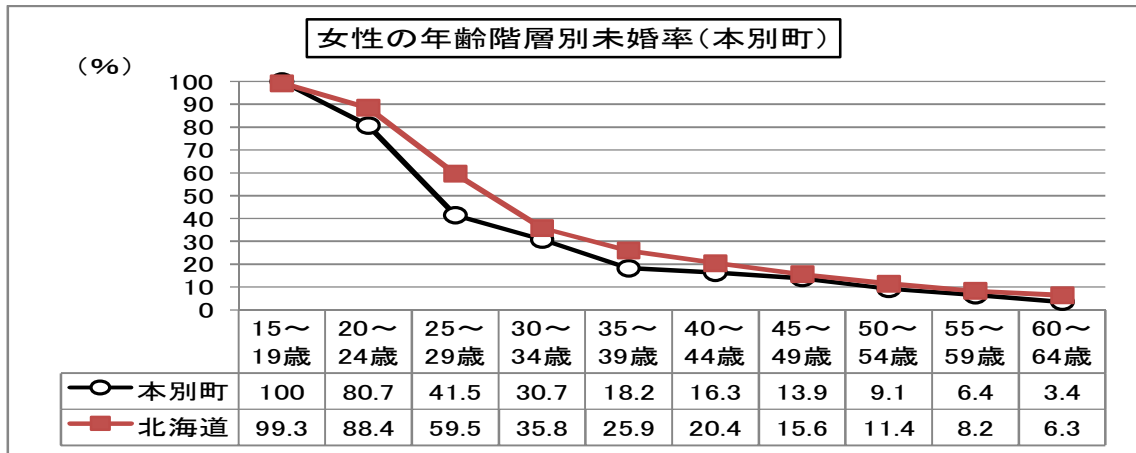
資料：国勢調査



## 2 結婚・就業の状況

### (1) 未婚率

平成22年の国勢調査のデータから本町の女性未婚率を北海道のデータと比べてみると、北海道より低くなっています。



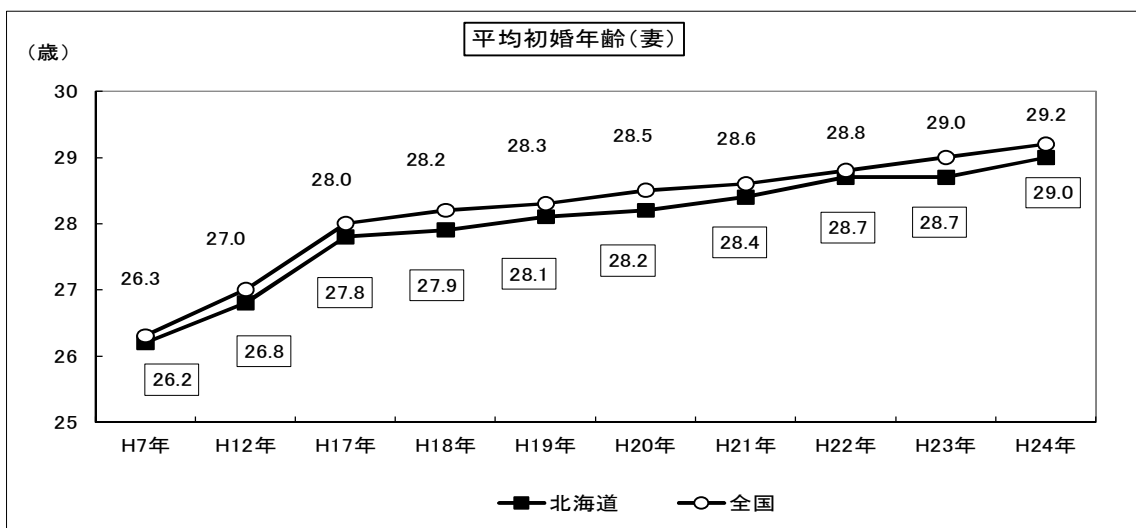
### (2) 平均初婚年齢

北海道の平均初婚年齢は、全国より若干低い傾向ですが、夫、妻ともに年々上昇しています。

#### ■ 平均初婚年齢の推移

区 分	夫		妻	
	北海道	全国	北海道	全国
平成 20 年	29.8 歳	30.2 歳	28.2 歳	28.5 歳
平成 21 年	29.8 歳	30.4 歳	28.4 歳	28.6 歳
平成 22 年	30.1 歳	30.5 歳	28.7 歳	28.8 歳
平成 23 年	30.2 歳	30.7 歳	28.7 歳	29.0 歳
平成 24 年	30.4 歳	30.8 歳	29.0 歳	29.2 歳

資料：厚生労働省「人口動態統計」

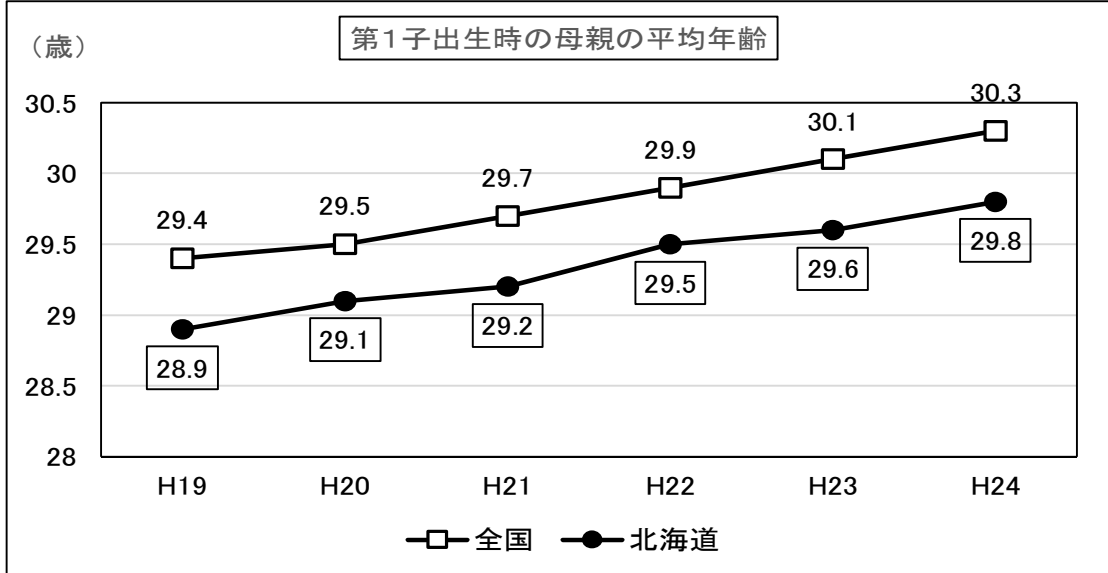




### (3) 第1子出生時の母親の平均年齢

第1子出生時の母親の平均年齢は、北海道、全国ともに年々高くなり、全国平均では平成23年で30歳を超えました。

北海道は全国と比べ0.5歳低く推移しています。

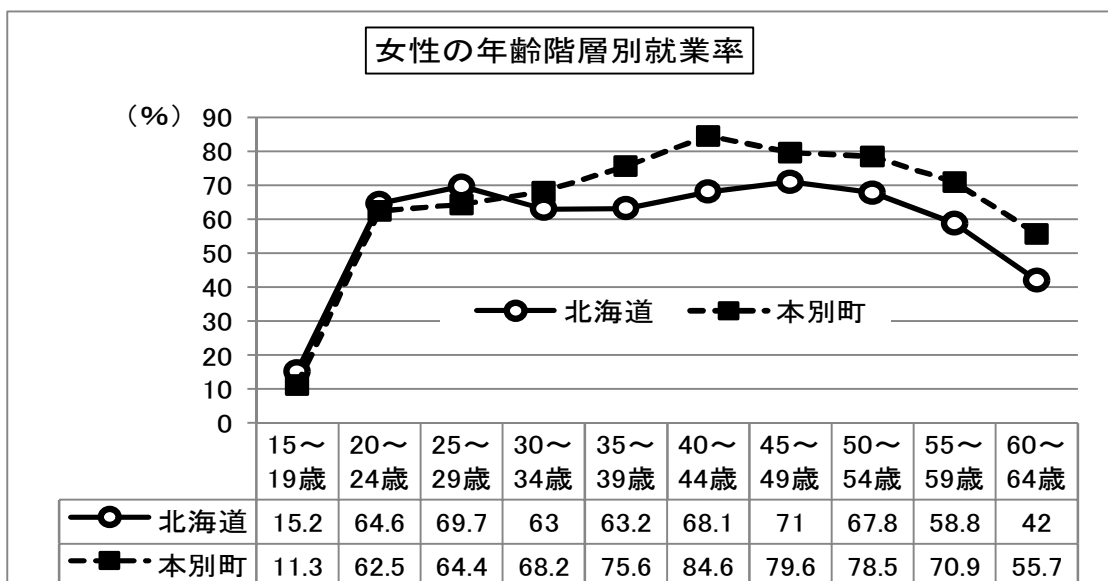


資料：厚生労働省「人口動態統計」

### (4) 女性の就業状況

平成22年の国勢調査のデータから、本町の女性の就業状況をみると、M字型曲線の名残は見受けられません。

30歳未満では北海道よりも低く、30歳以上になると北海道よりも高くなっています。



資料：平成22年国勢調査

### 3 子育て環境

#### (1) 子どもの教育・保育環境

##### 1) 保育所の状況

本町の保育所の状況は、次の表のとおりです。いずれの保育所においても、待機児童はいません。

##### ■町内の認可保育所の状況

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保 育 所	数	2	2	2	2	2	2
定 員	数	180	180	180	180	180	180
入 所 児 童	数	138	114	126	98	118	108
妊 児	産休明け～6か月	0	0	0	0	0	0
	0歳児	8	3	4	5	11	3
	1歳児	15	14	10	10	13	20
	2歳児	12	17	20	7	20	18
	3歳児	32	21	33	25	13	26
	4歳児	23	36	20	32	26	17
	5歳児	48	23	39	19	35	24
保育士数(うちパート)		18(0)	19(1)	19(0)	19(0)	20(0)	22(0)
待 機 児 童	数	0	0	0	0	0	0
障害児保育	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	利用児童数	0	0	2	3	3	1

資料：本別町子ども未来課(各年4月1日)

##### ■町内の認可外保育所(へき地保育所)の状況

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保 育 所	数	3	3	3	2	2	2
定 員	数	130	130	130	100	100	100
入 所 児 童	数	41	35	38	39	36	34
妊 児	産休明け～6か月	-	-	-	-	-	-
	0歳児	-	-	-	-	-	-
	1歳児	-	-	-	-	-	-
	2歳児	-	-	-	-	-	-
	3歳児	19	9	17	11	11	10
	4歳児	11	16	9	17	12	11
	5歳児	12	10	12	11	13	13
保育士数(うちパート)		6(0)	6(0)	6(0)	4(0)	5(0)	5(0)
待 機 児 童	数	0	0	0	0	0	0
障害児保育	実施箇所数	3	3	3	2	2	2
	利用児童数	0	0	0	0	0	0

資料：本別町子ども未来課(各年4月1日)





■町内の保育所の全体の状況

区 分	定員	年齢区分						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
中央保育所	90	2	11	8	16	8	11	56
南保育所	90	1	9	10	10	9	13	52
勇足へき地保育所	50	-	-	-	2	8	4	14
仙美里へき地保育所	50	-	-	-	8	3	9	20
合 計	280	3	20	18	36	28	37	142
前 年 度 計	280	11	13	20	24	38	48	154
対前年度比(%)	100	27.3	153.8	90	150	73.7	77.1	92.2
他市町から受託		0	0	0	0	0	0	0

資料:本別町子ども未来課(平成26年4月1日)

2) 幼稚園の状況

町内には私立の幼稚園が1か所あります。幼稚園の状況は次の表のとおりです。園児数は、平成23年以降は大きな増減なく推移しています。

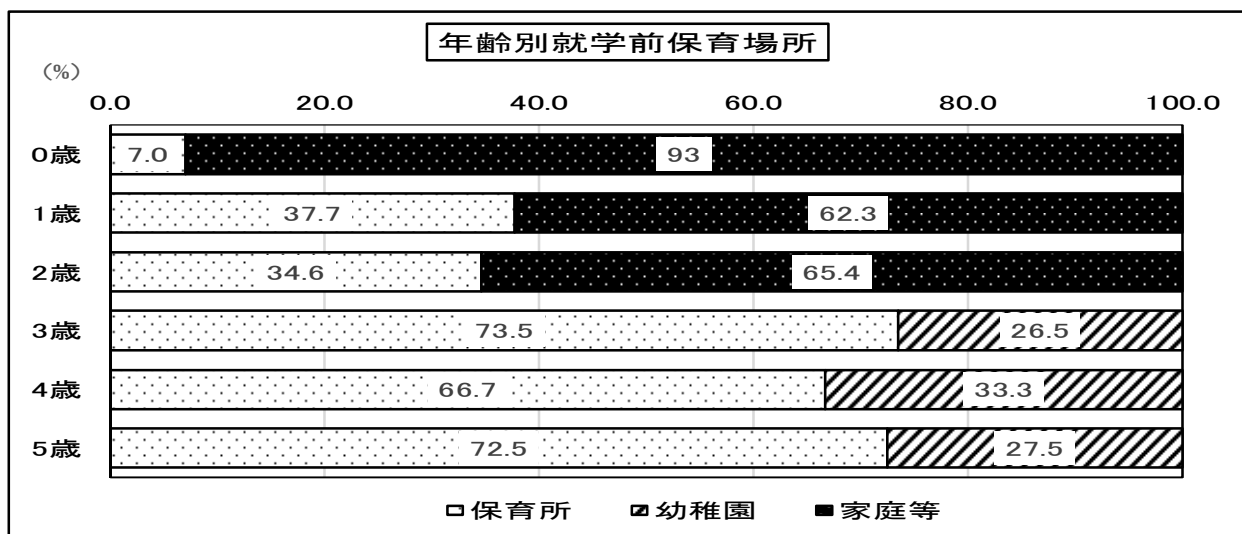
■幼稚園の状況

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
3歳児 年少	15	18	11	16	16	15
4歳児 年中	20	16	17	11	17	14
5歳児 年長	14	18	15	17	10	15
合 計	49	52	43	44	43	44

資料:本別町子ども未来課(各年4月1日)

3) 就学前児童の教育・保育の状況

平成25年度における本町の就学前児童の保育等の状況をみると、「0歳児」の7%、「1歳・2歳児」の36%、「3歳児」の73%が保育所を利用しています。「3歳以上」は全員が、保育所か幼稚園を利用しています。



#### 4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

障がいのある子どもや成長に心配のある子どもに対して、第3期障がい福祉計画の策定時においては、当時の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により障がい児を対象とするサービスが児童福祉法に基づくサービスへ位置付けが改められました。

本町における対象児童のサービスの利用状況は次のとおりです。

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児 童 デ イ サ ー ビ ス	支給決定実人数	0	0	0		
	延 利 用 日 数	0	0	0		
児 童 発 達 支 援	支給決定実人数				0	0
	延 利 用 日 数				0	0
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	支給決定実人数				1	0
	延 利 用 日 数				20	0

資料:本別町総合ケアセンター

## (2) 児童・生徒の状況

本町の児童・生徒の状況は次の表のとおりです。

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小 学 校	学 校 数	3	3	3	3	3	3
	学 級 数	20	20	19	18	19	18
	特別支援学級	8	7	5	6	7	10
	児 童 数	380	382	346	347	340	329
	教 員 数	38	36	34	36	37	37
中 学 校	学 校 数	3	3	3	3	3	2
	学 級 数	12	12	12	12	12	9
	特別支援学級	5	6	7	6	7	4
	生 徒 数	228	204	213	183	180	163
	教 員 数	36	38	39	39	41	27

資料:本別町教育委員会(各年4月1日)

### 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。



### (3) 放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。

本町の放課後児童クラブは弥生町分教会館において実施しており、実施状況は次の表のとおりです。

なお、児童福祉法の改正により、平成27年度から対象は小学校に就学している児童（小学校6年生まで）となります（本別町では従前より小学校6年生まで受け入れ可としています。）。

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童クラブ数	箇 所	1	1	1	1	1	1
(人) 対象児童数	低学年	143	153	130	138	118	118
	高学年	143	140	136	131	139	123
(人) 在籍者数	低学年	35	42	43	50	42	34
	高学年	1	4	5	3	4	4
(%) 在籍割合	低学年	24.5	27.5	33.1	36.2	35.6	28.8
	高学年	0.7	2.9	3.7	2.3	2.9	3.3

資料：本別町子ども未来課（各年4月1日）

放課後児童クラブ	
実 施 場 所	本別町弥生町分教会館
開 設 時 間	月～金 下校時～18時00分
	土・夏冬休み等 午前8時30分～18時00分
	日曜日、祝祭日、年末年始（12月28日から1月6日）はお休みになります。

## (4) 母子保健事業

### 1) 定期健康診査の受診状況

乳幼児健診の実施状況は次の表のとおりです。

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乳 児 健 診	対象者数 (人)	150	162	172	168	155
	受診者数 (人)	150	161	167	163	155
	受診率 (%)	100	99.4	97.1	97.0	100
1 歳 6 か月健診	対象者数 (人)	60	52	52	58	48
	受診者数 (人)	60	52	50	55	47
	受診率 (%)	100	100	96.2	94.8	97.9
3 歳 児 健 診	対象者数 (人)	61	60	53	48	53
	受診者数 (人)	60	60	53	45	50
	受診率 (%)	98.4	100	100	93.8	94.3
発 達 健 診	受診者数 (人)	0	0	0	0	0

資料:本別町健康管理センター

#### ■乳幼児歯科健康診査の実施状況

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 歳 6 か月	受診者数 (人)	60	51	50	55	47
	う歯あり (人)	3	2	0	3	0
	罹患率 (%)	5	3.9	0	5.5	0
3 歳 児	受診者数 (人)	60	60	53	45	50
	う歯あり (人)	16	14	7	5	11
	罹患率 (%)	26.7	23.3	13.2	11.1	22

資料:本別町健康管理センター





## 2) 母子保健相談等の状況

## ■訪問相談等の実施状況

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
母子健康手帳交付	交 付 件 数	58	51	51	50	47
妊産婦訪問指導	訪 問 件 数	55	61	56	84	42
新生児訪問指導	訪 問 件 数	56	59	77	73	42

資料: 本別町健康管理センター

## ■相談・指導等の実施状況

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
乳幼児健康相談	(回) 開 催 回 数	12	12	12	24	24
	(人) 延 参 加 人 数	158	295	297	373	439
離乳食教室	(回) 開 催 回 数	3	3	-	-	-
	(人) 延 参 加 人 数	7	9			

資料: 本別町健康管理センター

## ■妊婦健診・乳児健診費用助成

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
妊婦健診費用助成	14回	14回	14回	14回	14回

資料: 本別町健康管理センター

## ■乳幼児医療支給状況

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受給者証交付件数 (件)	939	1,052	1,040	1,037	1,026
医療費支給件数 (件)	7,342	8,684	10,137	10,214	12,754
支給額 (千円)	10,142	11,227	15,186	16,467	17,826
1件当たり平均額 (円)	10,801	10,672	14,602	15,880	17,374

資料: 本別町住民課

## 4 アンケート調査の結果

### (1) 調査の概要

本調査は、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」の作成に際し、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、基礎資料にするために行いました。

#### 1) 調査対象及び調査方法等

1) 調査の種類	就学前児童をもつ保護者対象の調査（家庭単位） 小学生児童をもつ保護者対象の調査（家庭単位） 中学生対象の調査
2) 調査対象	就学前児童及び小学生児童全数、中学生全数
3) 調査地域	町内全域
4) 配付数	就学前児童：243票 小学生：338票 中学生：180票
5) 調査基準日	平成25年4月1日
6) 調査期間	平成25年11月6日～平成25年11月18日
7) 調査方法	就学前：保育所、幼稚園での配布回収、それ以外は郵送による配付・回収 小学生：小学校での配付・回収 中学生：中学校での配付・回収

#### 2) 回収結果

区分	就学前児童の保護者	小学生の保護者	中学生
1) 配付数 A	243	338	180
2) 回収数	176	203	143
3) 有効回答数 B	176	203	143
4) 有効回収率 $B \div A \times 100$	72.4%	60.1%	79.4%

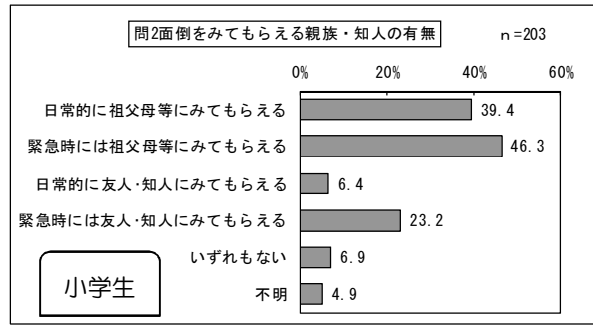
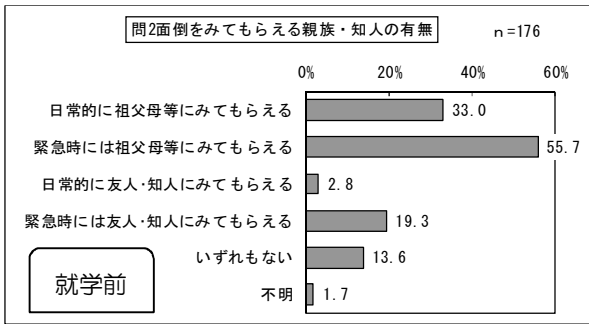
### (2) アンケート結果と課題

#### 1) 親族等の支援

ほとんどの人が、日常的にあるいは緊急時に親族や友達にみてもらえる状況にあります。

しかし、「いずれもない」方が、就学前は13.6%（24人）、小学生は6.9%（14人）いました。

誰も頼りにする人がいない方の緊急時の対応策を検討していく必要があります。



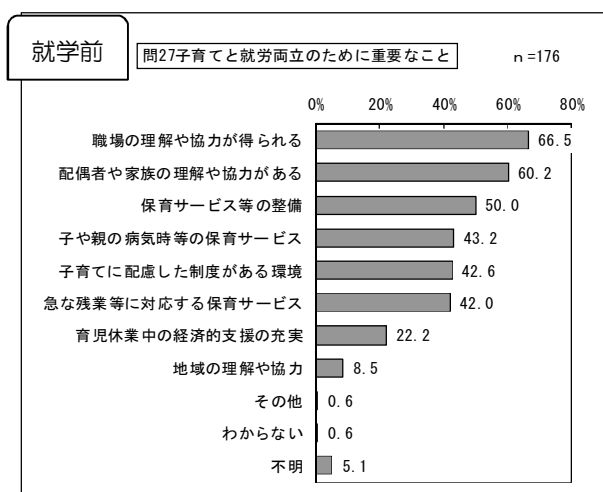
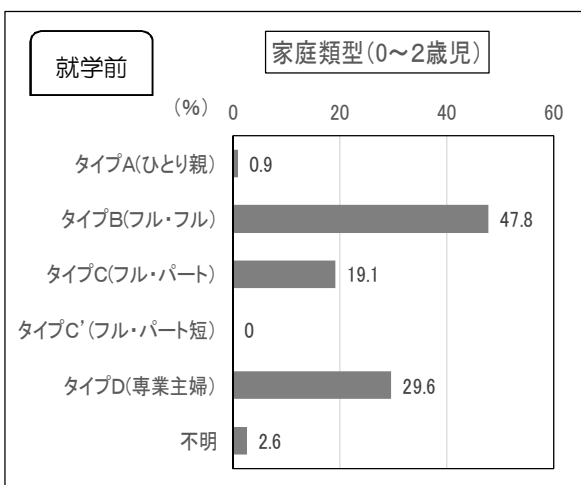
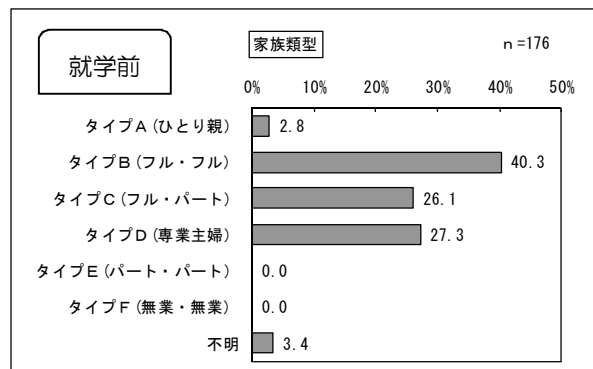
## 2) 保護者の働き方の状況と子育てと就労を両立する環境

就学前児童の保護者の就労形態をみると、全体の40.3%が両親ともにフルタイム、26.1%がフルタイムとパートタイムの組み合わせ。「0～2歳」児では47.8%が両親ともにフルタイムです。

子育てと仕事を両立するために重要なことは、「職場の理解や協力が得られること」が66.5%で第1位、次いで「配偶者や家族の理解や協力があること」が60.2%、「保育サービスや学童保育などが整備されていること」が50.0%となっています。

職場、家庭、行政それぞれにおいて両立支援について考えていくことが必要となります。家庭類型とは、国の手引きに基づき、両親の就労の状況から類型化したものです。種類は次のとおりです。

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム*フルタイム
C	フルタイム*パートタイム
D	専業主婦(夫)
E	パートタイム*パートタイム
F	無業*無業

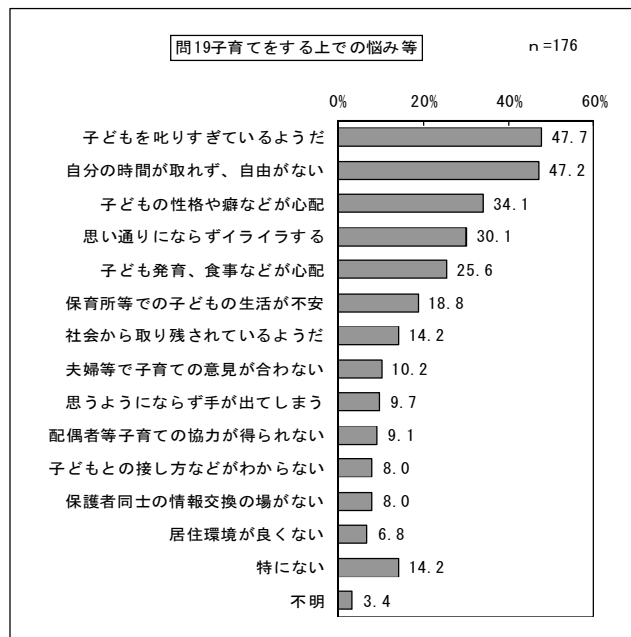
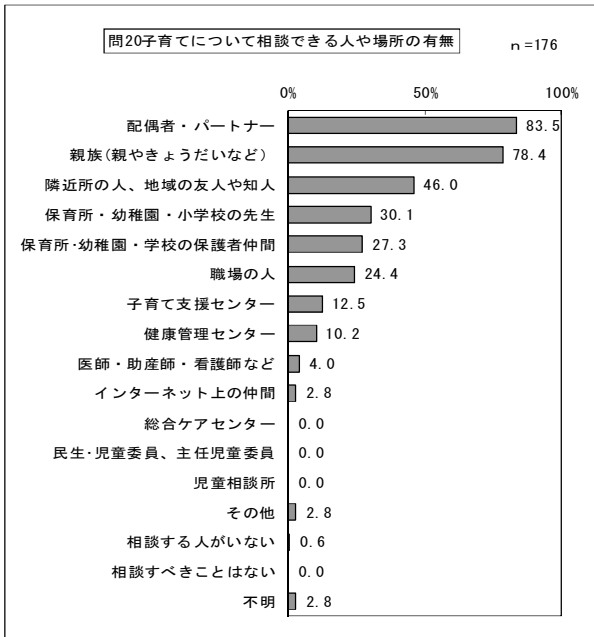


### 3) 子育ての悩みと相談体制

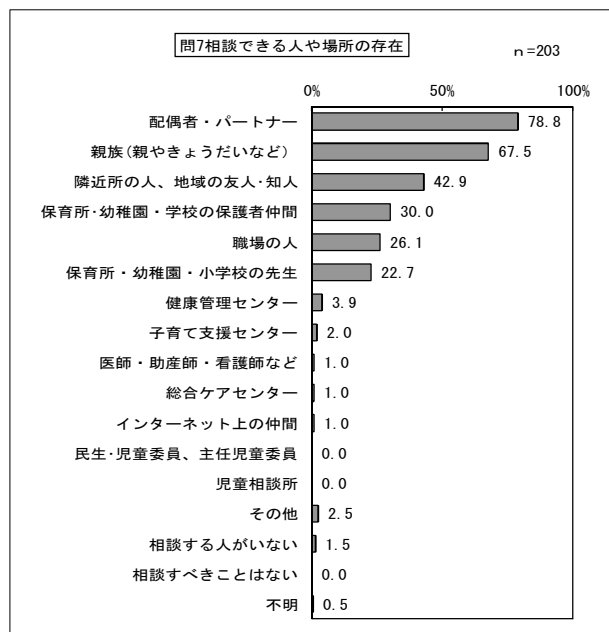
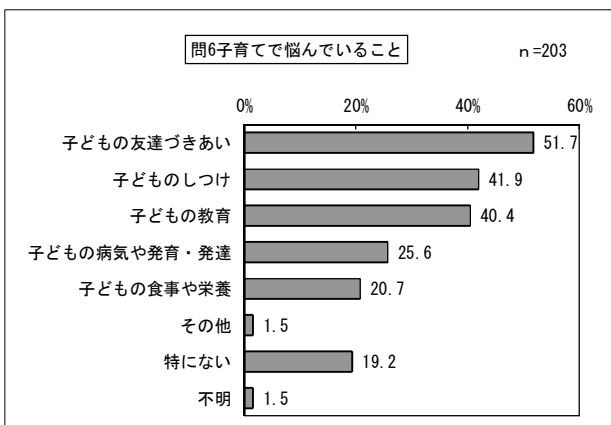
子育てについて、子どもの教育やしつけなど、様々な悩みを抱えながら子育てしている様子がわかりました。

育児の悩みや不安は、配偶者、親やきょうだい、隣近所、友人や知人に相談することが多くなっていますが、保育所・幼稚園・小学校の先生などへの相談も多くなっています。

町の機関や専門家による相談体制の充実、相談しやすい雰囲気づくりなどの工夫も必要となります。



#### 就学前



#### 小学生





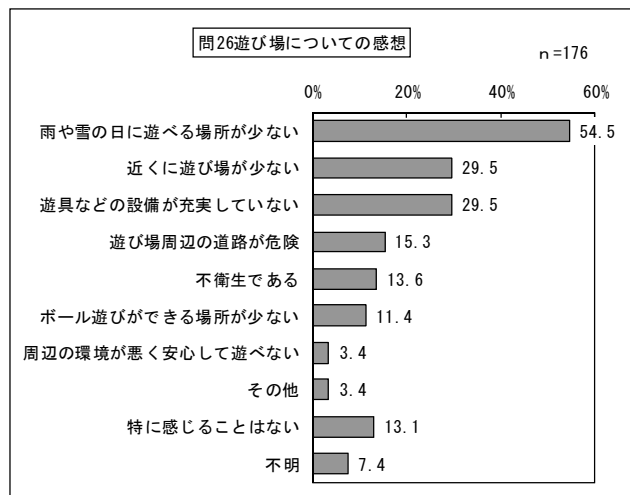
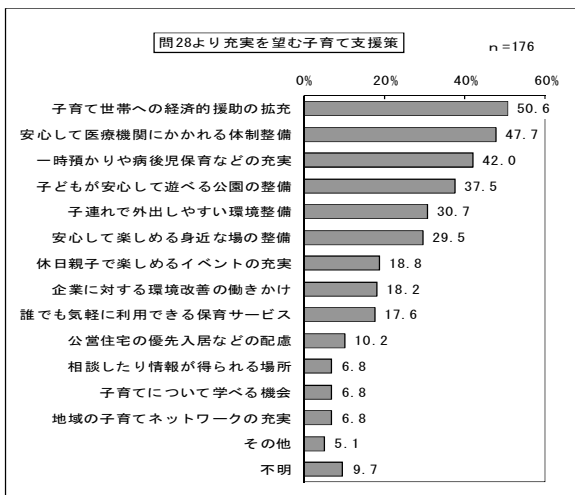
#### 4) 医療体制の充実や遊び場の充実

子育て支援について町に求められていることの上位は、「子育て世帯への経済的援助の拡充」「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」「一時預かりや病後児保育の充実」、「子どもが安心して遊べる公園の整備」でした。

医療機関については、自由意見でも町内に小児科の充実を望む声が多くなっていました。子育て中の保護者にとって、子どもが病気の時、町外の医療機関を受診せざるを得ないという環境は、子育て環境としては不安な状況であり、移動手段の確保の必要性にもつながります。

遊び場については、「雪や雨の日の遊び場の充実を望む」意見が多くなっていました。

家庭で保育している保護者にとって、遊び場は子どもにとって大事な場であるとともに、保護者同士の情報交換の場としても重要であり、遊び場の充実は大きな子育て支援につながります。

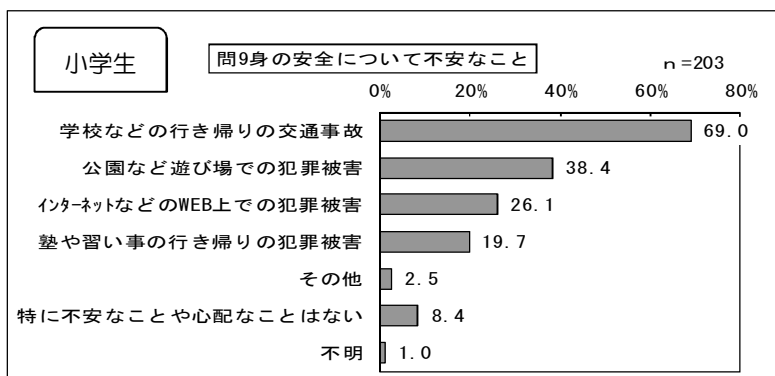


就学前

#### 5) 子どもの安全確保

子どもの身の安全について、「学校や塾などの行き帰りなどの交通事故」「公園など遊び場での犯罪被害」について不安が大きいことがわかりました。

子どもの生活の場である地域社会の安全確保に向けて、保護者だけでなく、学校、地域、行政が連携して取り組んでいくことが必要となります

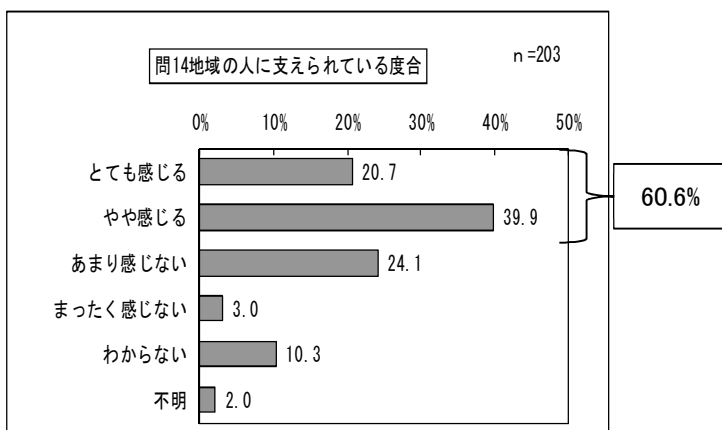
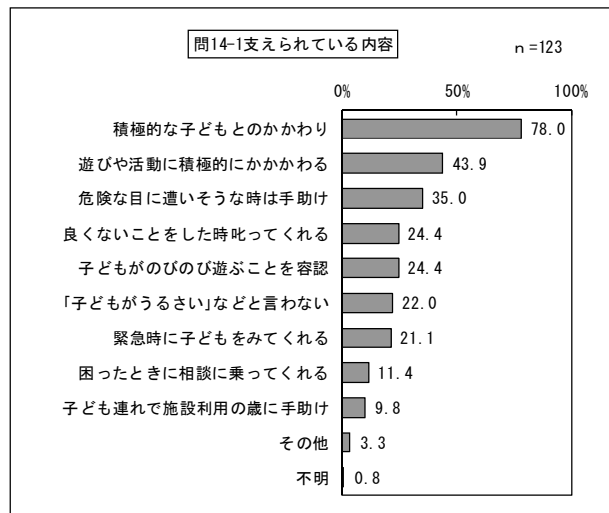
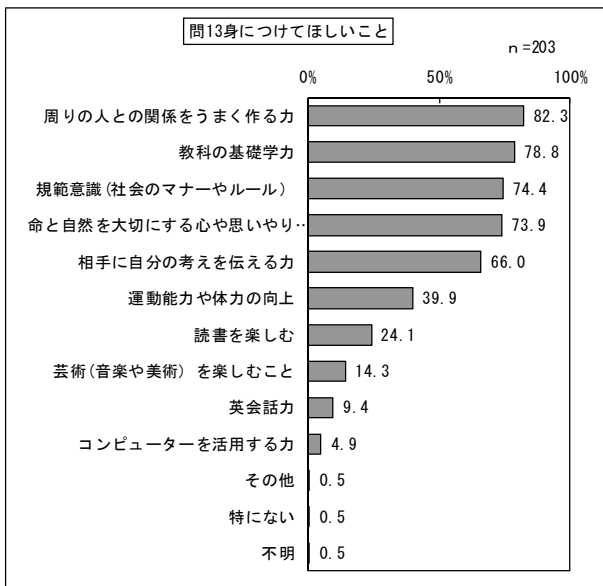


### 6) 子ども健全育成と地域のかかわり

小学生の保護者が子どもに身につけてほしいこととして、「基礎学力」より「周りの人との関係をうまく作る力」を上位に挙げ、「規範意識」も70%以上が望んでいます。

「規範意識」や「周りの人との関係をうまく作る力」は「基礎学力」とともに、子どもにとって、生きていくために必要かつ重要な能力です。これは学校教育の場だけでなく、家庭や地域の中で様々な人と触れ合う中で体得できるものであり、子どもにとってそのような場がより多く提供されることが必要であり、地域の人々の「共に子どもを育てていこう」という認識が重要となります。

子育て中の保護者は、地域の人々の支えを60%以上が感じています。遊びなど積極的な子どもとのかかわりを求めており、子どもが危険な目に遭いそうなときは助けてほしいと願っています。



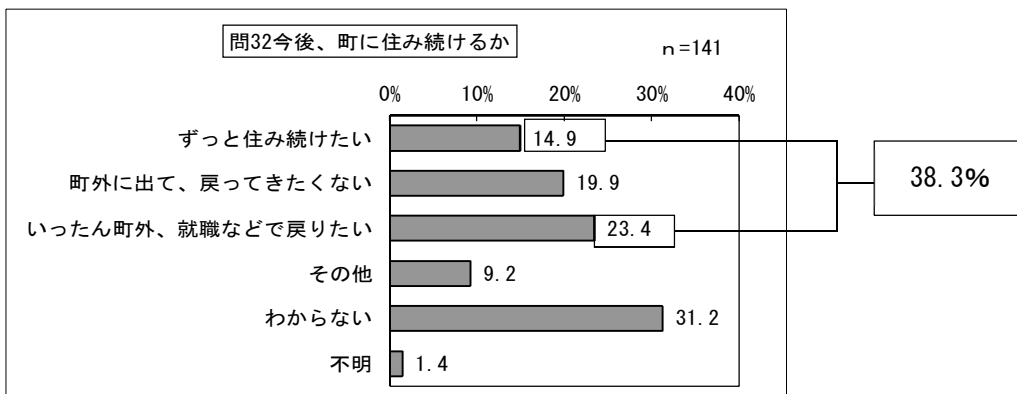
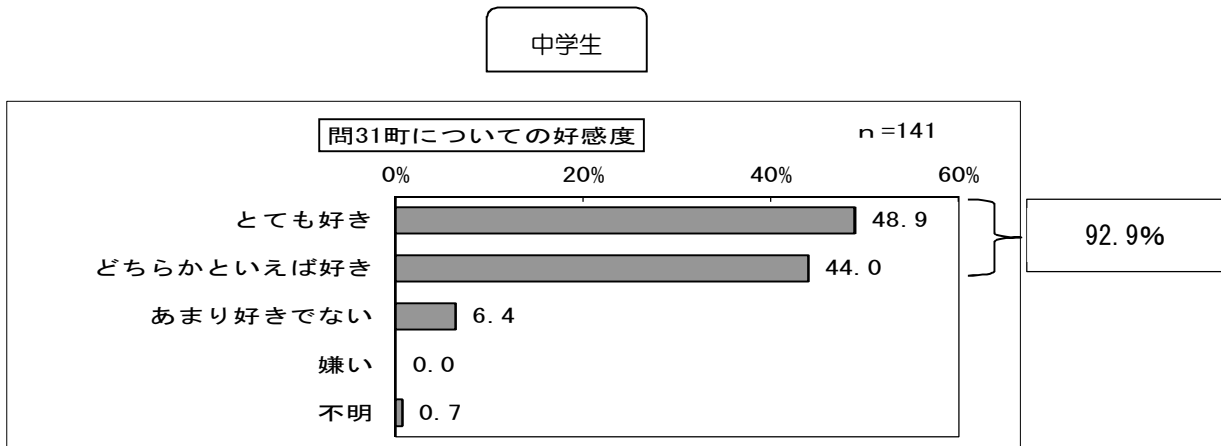


## 7) 子どもの地域への愛着

子どものときに本別町を好きと思えるかどうかは、将来、本町に住み続けるかどうかについての大きな要因になると思います。中学生の回答は「とても好き」と「どちらかといえば好き」を合わせると92.9%になりました。

また、将来、本別町に住みたいかどうかについての質問には、「できればずっと本別町に住み続けたい」（14.9%）と「いったん町外へ出るが、就職や結婚・出産を機会に戻ってきたい」（23.4%）を合わせると38.3%になります。その割合は男子の方が高く、2.3年生の女子では33%が「都心部に近いところなど、町外に出て、そのまま戻ってきたくない」と回答しています。

一旦出ても帰ってきたくなくなる魅力あるまちづくりに取り組んでいく必要があります。







## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

子育ては保護者が第一義的責任を有するとの基本認識のもと、行政、企業・職場や地域など社会のあらゆる分野における全ての構成員が子育ての意義について理解を深め、子どもを尊重し、子育て家庭を大切にした支え合い活動から、子どもの成長を喜び合える社会の形成を目指していくため、基本理念について、次のとおり掲げます。

## 基本理念

「子どもの笑顔は地域の宝

地域で支える子ども・子育て」



## 2 計画の基本的視点

---

### (1) 地域全体で支え合う視点

子どもは社会の宝であり、社会の重要な一員であるという認識に立ち、個々の家庭ばかりではなく、子どもに携わる関係者、地域や企業、行政などが相互協力を行い、心身ともに健やかに、心豊かに育むための取組を行います。また、子育てに関する支援協力を希望する人材や地域の自然・施設などの社会資源を有効に活用するとともに、男女が互いに協力して子育てを行う環境の整備を進めていきます。

### (2) 子どもからの視点

1994年わが国は「子どもの権利に関する条約」の締結国となり、子どもに関わる様々な権利が擁護されるよう施策を推進することとされています。しかし、子どもは権利・意見を主張できる技量を身に付けていなかったり、肉体的にも成熟していないなど軽視されている環境にあるといえます。

子育て支援サービスの質により影響を受けるのは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」を追求することを基本とし、子どもの視点に立った取組を進めていきます。

### (3) サービス利用者の視点

生活環境の変化や価値観の変化に伴い、子育て支援に対するニーズも多様化していることから、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が求められています。また、安心して利用できる環境を整備するためには、サービスの質と量を確保することが重要であり、資質の向上と人員の確保を図るとともに、ニーズに対応するための情報の提供と収集を行います。

### (4) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育てによる孤立を防ぐため、広くすべての子どもと子育て家庭への支援を行うという視点で推進していきます。また、子育てをしやすい環境整備と併せ、仕事優先の風土を是正する「働き方の見直し」を重要な課題とし、家族との時間や私的活動の時間を大切にできる環境づくりのための啓発活動を推進していきます。

### (5) 次世代に向けた長期的な視点

子どもは次代を担う者という認識の下に、豊かな人間性を形成し自立できるよう、また、子どもを産み育て社会を形成していくことの意義を理解し、子どもや家庭の大切さが実感できるよう、中・長期的な視点に立った取組を推進していきます。



### 3 計画の基本目標

基本理念を実現するために、前述の基本的視点を踏まえ、次の4つを基本目標として総合的に施策を推進していきます。

#### (1)「福祉でまちづくり」推進と支え合い活動の充実

行政・家庭・地域・学校・企業が一体となり、働きかたの見直しや男女が協力して子育てを行うことの意義について啓発を行うとともに、「ほんべつならでは」の創造的な「福祉でまちづくり」、地域福祉計画の取組を通して地域からの見守り、支え合い活動をさらに強めていくことを目指します。

#### (2)子どもの権利を尊重し、子どもが夢をもって暮らせる環境づくり

すべての子どもが大切にされる社会を構築するため、育児不安の解消、児童虐待防止対策などの支援及び相談体制の充実を図ります。

#### (3)健やかに生み育てる環境の充実

子どもを安心して産み、健やかにのびのびと育てていくために、妊娠、出産、乳幼児期を通じて親子の健康対策事業の充実を図ります。

規則正しい生活サイクルの確立と生涯にわたり食を楽しむ食育について推進していきます。

養育支援には、早期発見・対応を行うとともに、地域で安心して生活できるよう保護者の不安や負担を軽減する支援の充実を図ります。

#### (4)自然・地域と親しみ豊かな心と生きる力を育む

本別町の自然や地域の支え合い活動から、自ら学び主体的に判断・行動する力や命の尊さ、人を思いやる心など、豊かな人間性を育てていく取組を推進します。









## 第4章 本別町子ども・子育て支援事業計画

### 1 新制度の全体像

#### 【子ども・子育て関連3法の成立に伴う新たな制度の創設】

平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、公布されました。これにより、自治体による子ども・子育て支援（次世代育成支援）施策は、新しいステージを迎えることになりました。

『子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」とします。）』は、「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めていくための新たな制度のことです。

#### 子ども・子育て関連3法

- ◇子ども・子育て支援法
- ◇認定こども園法の一部改正法  
（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律）
- ◇子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法  
（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

#### 【新制度の目的】

子育てをめぐる様々な課題を解決し、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、新制度では次の3つの目的を掲げています。

#### 子ども・子育て支援新制度の目的

- ◇質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ◇保育の量的拡大・確保
- ◇地域の子ども・子育て支援の充実

## 2 新制度の体系

新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設を「教育・保育施設」とし、共通の制度により財政支援（教育・保育給付）が行われます。

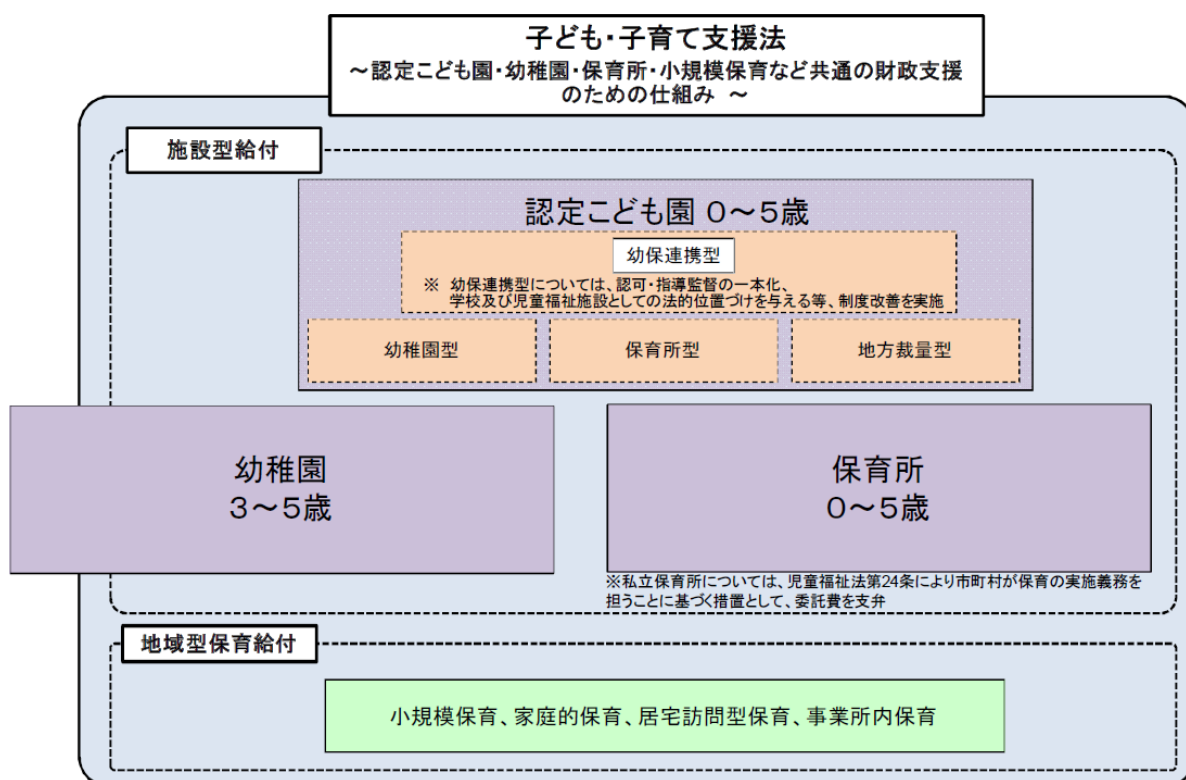
また、「教育・保育給付」は、都道府県認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。いずれの給付についても確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から教育・保育施設に直接支払う仕組み（法定代理受領）になります。

### (1) 子どものための教育・保育給付

#### 1) 施設型給付

「施設型給付」の対象となる幼稚園、認可保育所、認定こども園は、市町村による確認を受け、「特定教育・保育施設」となり、市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

私立の幼稚園は、従来からの私学助成・幼稚園就園奨励費補助による制度か、「特定教育・保育施設」になるかを法人が選択することになります。



資料：「子ども・子育て支援新制度について」 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室



### ■施設型給付の内容

施設	対象年齢	特徴
幼稚園	3～5歳	<p>小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校</p> <p>利用時間：昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。 利用できる保護者：制限なし</p>
認定こども園	0～5歳	<p>教育と保育を一体的に行う施設 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です（平成18年に導入）。 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行がしやすくなりました。</p> <p>【3つのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の働いている状況に関わりなく、3～5歳のお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。</li> <li>○保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。</li> <li>○子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。</li> </ul> <p>0～2歳のお子さんが通園する場合は、保育の必要性の認定を受けることが必要です。</p>
保育所	0～5歳	<p>就労などのため家庭で保育のできない保育所保護者に代わって保育する施設</p> <p>利用時間：夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。 利用できる保護者：共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。</p>

資料：子ども・子育て支援制度「なるほど BOOK」 内閣府・文部科学省・厚生労働省

## 2) 地域型保育給付

「地域型保育給付」の対象となる家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育（ベビーシッター）は、市町村による認可を受け、「特定地域型保育事業」となり、市町村が事業者に対して地域型保育給付費を支給することになります。

いずれの事業も原則として0～2歳の子どもを対象とし、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

### ■地域型保育給付の内容

事業名	対象年齢	特 徴
家庭的保育 (保育ママ)	0～2歳	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
小規模保育	0～2歳	少人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
事業所内 保育	0～2歳	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
居宅訪問型保育 (ベビーシッター)	0～2歳	障害・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

資料：子ども・子育て支援制度「なるほどBOOK」内閣府・文部科学省・厚生労働省

### 3) 就学前教育・保育の充実と小学校との接続の円滑化にかかる本別町の取組

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。町は、その重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障します。そのためには、教育・保育施設の設置者及び地域型保育事業者に対し、町が条例により定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守を義務付け、施設型給付及び地域型保育給付の対象施設・事業者として、質の高い教育・保育を提供する体制や、子どもの保護者が安心して子どもを預けることができる体制の整備を進めます。

また、幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育・保育が円滑に接続されるよう、就学前施設と小学校とが連携し、子どもに対して体系的な教育・保育が組織的に行われるようにすることは極めて重要です。町では、幼稚園や保育所等に通う年長児を対象に、年に数回お互いの施設又は小学校を訪問し、交流活動を充実させるとともに、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭等による情報交換を行うことにより、小学校への円滑な接続の支援に取り組みます。



## (2) 地域子ども・子育て支援事業

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

新制度では、「教育・保育給付」とともに、地域における子ども・子育て支援に関する様々なニーズに応えることができるよう、延長保育や病児保育、一時預かり、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診など、13の事業を市町村の実施する「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、国が財政支援を行います。

町は、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細かな相談体制を充実させ、子育てに関する様々な情報を提供するとともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

### 地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた13事業

- 利用者支援事業(新規)
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
- 一時預かり事業
- 延長保育事業(時間外保育事業)
- 病児保育事業
- 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

## (3) 保育の必要性の認定について

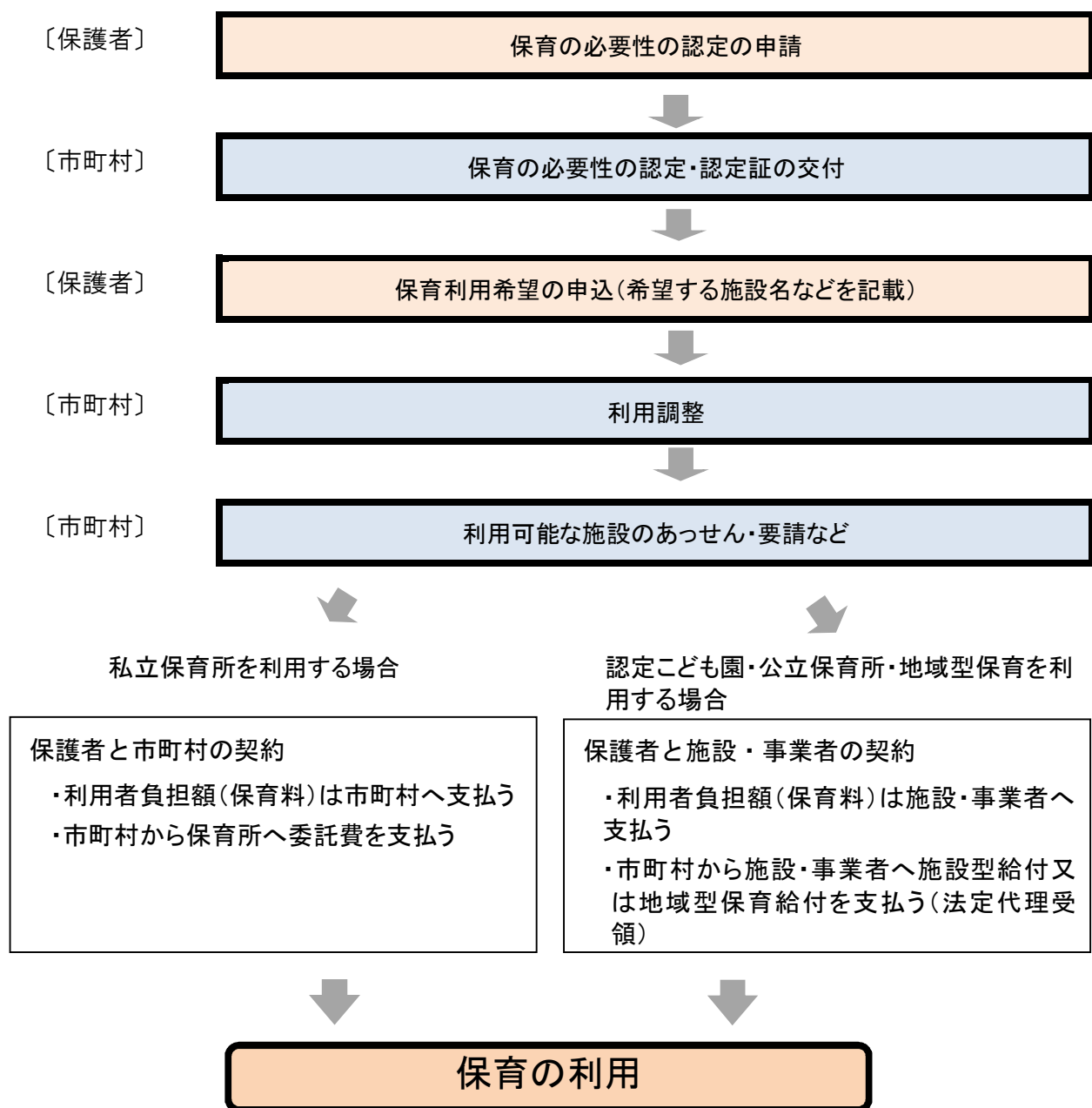
「保育に欠ける(保護者が子どもを保育することができず、同居している親族も保育できないような状態)」ことが保育所に入れる条件でしたが、新制度では、保育に欠ける、欠けないにかかわらず、幼児期の学校教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、客観的な基準のもとに保育の必要性の有無や必要量を認定することになりました。

幼児期の学校教育・保育を受けることを希望する保護者は、市町村に申請して「保育の必要性の認定(支給認定)」を受け、市町村は認定結果に応じた「認定証」を発行します。認定された保育の必要性の有無や保育の必要量に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園などの中から、保護者がそれぞれのニーズに合った施設や事業を選択し、市町村は必要に応じた相談、調整などを行います。

【認定区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する子ども	保育所 認定こども園 地域型保育

新制度における保育を必要とする場合の利用手順







### 3 教育・保育提供区域の設定

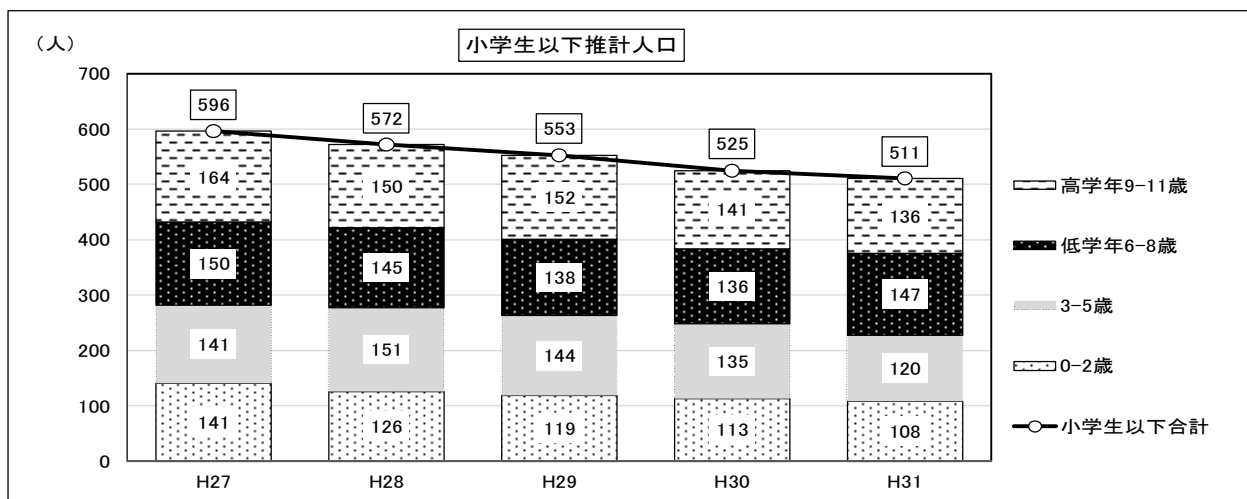
子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、教育・保育提供区域を設定します。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされていますが、本町では各事業の実施状況も踏まえ、全町1区域と設定します。

### 4 教育・保育の量の見込みと提供体制

#### (1) 推計人口

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	42	41	38	36	35
1歳	43	42	40	38	36
2歳	56	43	41	39	37
3歳	48	54	42	40	38
4歳	50	48	54	41	40
5歳	43	49	48	54	42
小計	282	277	263	248	228
6歳	49	40	49	48	53
7歳	57	49	41	48	47
8歳	44	56	48	40	47
9歳	60	43	54	46	38
10歳	49	59	41	54	46
11歳	55	48	57	41	52
小計	314	295	290	277	283
合計	596	572	553	525	511
0歳(再掲)	42	41	38	36	35
1～2歳(再掲)	99	85	81	77	73
3歳(再掲)	48	54	42	40	38
4～5歳(再掲)	93	97	102	95	82
3～5歳(再掲)	141	151	144	135	120
低学年(再掲)	150	145	138	136	147
高学年(再掲)	164	150	152	141	136



## (2) 幼児期の教育と保育

### ● 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

1号認定（3歳以上保育の必要なし）は、量の見込みとともに、確認を受けない幼稚園による確保方策等を次のとおり設定します。

平成26年度実績見込み（10月1日）は、44人です。

（単位:人）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	29	31	30	29	25
確 保 方 策	75	75	75	75	75
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	75	75	75	75	75

### ● 2号認定（3歳以上保育の必要あり。保育の必要ありで幼稚園希望を含む。）

2号認定（3歳以上保育の必要あり。保育の必要ありで幼稚園希望を含む。）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所）、認可外保育施設による確保方策等を次のとおり設定します。

平成26年度実績見込み（10月1日）は、107人です。

2か所の認可保育所における2号認定子どもの定員設定は、それぞれ45人ずつとします。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	111	119	113	106	94
教 育 ニ ー ズ	17	18	17	16	14
そ の 他	94	101	96	90	80
確 保 方 策	190	190	190	190	190
特定教育・保育施設	90	90	90	90	90
認 可 外 保 育 施 設	100	100	100	100	100





● 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

3号認定は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所）による確保方策等を次のとおり設定します。

【0歳児】

2か所の認可保育所における3号認定子どものうち0歳の定員設定は、それぞれ10人ずつとします。

（単位：人）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	15	15	14	13	13
確 保 方 策	20	20	20	20	20
特定教育・保育施設	20	20	20	20	20
地域型保育事業	0	0	0	0	0

※平成26年度実績見込み（10月1日）は、7人です。

【1・2歳児】

2か所の認可保育所における3号認定子どものうち1,2歳の定員設定は、それぞれ35人ずつとします。

（単位：人）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	69	59	57	54	51
確 保 方 策	70	70	70	70	70
特定教育・保育施設	70	70	70	70	70
地域型保育事業	0	0	0	0	0

※平成26年度実績見込み（10月1日）は、40人です。

**確保方策**

現在本別町には幼稚園が1カ所、認可保育所が2カ所、へき地保育所が2カ所整備されています。将来的には幼稚園、保育所の両機能を有する幼保連携型認定こども園の整備について検討を進めることとします。

へき地保育所である勇足・仙美里の両保育所は現在3歳未満児の受け入れはしていませんが、地域のニーズを踏まえ、今後のあり方について保護者や地域を交えた研究を進めます。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業

#### 1) 利用者支援事業（新規）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	箇 所 数	1	1	1	1	1
確保方策	利用者支援事業	基本型	1	1	1	1
		特定型	0	0	0	0
	そ の 他	1	1	1	1	1

※「その他」利用者支援事業以外の取組（自治体窓口による行政サービスを含む。）の箇所数

#### 確保方策

子育て支援センターと役場窓口において専門知識を有する職員を配置し、子どもと保護者にとって適切なサービスを選択できるよう、相談を受け付け、各種調整を行うなど、利用者支援を行います。

#### 2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

##### ① 実績

平成26年度（1か所）

##### ② 量の見込み

区 分		区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	延利用人数(人回)/月	258	231	218	207	198
確保方策	箇所数	1	1	1	1	1

#### 確保方策

子育て支援センターにおいて、乳幼児やその保護者が交流できる場を開設し、子育てについての相談を受け付け、専門知識を有する職員によるアドバイス等を行うとともに、保護者相互の情報交換の機会を提供します。



### 3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

#### ① 実績

平成26年度年間延べ回数見込み（672人回）

#### ② 量の見込み

区 分		区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	年間延べ回数(人回)	288	574	532	504	490

#### 確保方策

すべての妊婦が、経済的な理由から必要な時期に健診を受診せず、出産に至ることのないよう、標準的な健診回数(14回)の公費負担を継続します。

### 4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

#### ① 実績

平成26年度年実人数見込み（48人）

#### ② 量の見込み

区 分		区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	実人数(人)	42	41	38	36	36
事業実施予定		実施	実施	実施	実施	実施

#### 確保方策

妊娠期から出産後への継続支援を行い、特に産後直後の不安を和らげるため、家庭訪問指導を全件実施し、その他必要に応じ妊婦や乳幼児への助言や相談を行います。

### 5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

① 実績

平成26年度年実人数見込み（10人）

② 量の見込み

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	訪問実人数	10	10	10	10	10
事業実施予定		実施	実施	実施	実施	実施
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業		実施	実施	実施	実施	実施

#### 確保方策

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、「要保護児童対策地域協議会」が中心となり、虐待を受けている児童を早期発見し、関係機関で情報共有と支援の協議及び適切な保護を行い、児童の健やかな成長を支援します。

児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、ヘルパーなどによる育児・家事の援助や保健師、臨床心理士、保育士など専門職の訪問により相談や指導などの支援を行います。

養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待予防に重要な役割を果たしているため、今後も関係機関と連携しながら事業を展開します。

### 6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

① 実績

平成26年度実績見込み	延べ人数(人日)	施設数(か所)
	0	0

② 量の見込み

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
-----	--------	--------	--------	--------	--------



量の見込み	年間延利用人数(人)	0	0	0	0	0
確保方策	年間延利用人数(人)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0

**確保方策**

本事業の実施予定はありません。

**7) すきやきたい事業（ファミリー・サポート・センター事業）**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

① 実績

平成26年度実績見込みは15人日（年間延べ利用人数）です。

② 量の見込み

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間延べ利用人数(人日)	19	18	17	17	17
確保方策	年間延べ利用人数(人日)	60	60	60	60	60

**確保方策**

引き続き本事業の充実と保護者への周知を図ります。



### 8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

#### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

平成26年度実績見込み	延べ人数(人日)	施設数(か所)
	1,120	1

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用意向日数 (利用者1人当たり平均 利用日数)	1号認定	216.7	232.0	221.3	207.3	184.3
	2号認定	63.7	63.7	63.7	63.7	63.7
量の見込み	年間延利用数(人日)	841	887	855	813	744
	1号認定	651	696	664	622	553
	2号認定	191	191	191	191	191
確保方策	延べ人数(人日)	1,195	1,195	1,195	1,195	1,195
	施設数(か所)	1	1	1	1	1

#### ② 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外

平成26年度実績 見込み		延べ人数(人日)	施設数(か所)
	一時預かり	1,118	1
	ファミサポ	104	

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
利用意向日数 (利用者1人当たり平均利用日数)		1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	
量の見込み	年間延利用数(人日)	1,695	1,634	1,549	1,459	1,346	
確保方策	年間延利用数(人日)	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	
	一時預かり	延べ人数(人日)	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
		施設数(か所)	1	1	1	1	1
	ファミサポ延べ人数(人日)		720	720	720	720	720

#### 確保方策

保護者のリフレッシュや短期就労等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、引き続き子育て支援センターの一時預かりやファミサポ(すきやきたい)による支援を行います。



### 9) 延長保育事業（時間外保育事業）実績

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

#### ① 実績（単位：人）

平成26年度実績見込み	実人数(人)	施設数(か所)
	111	2

#### ② 量の見込み等

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	実人数(人)	90	88	84	79	72
	施設(か所)	2	2	2	2	2
確保方策	実人数(人)	180	180	180	180	180
	施設(か所)	2	2	2	2	2

#### 確保方策

今後も保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズを継続的に調査しつつ、ワーク・ライフ・バランスの推進について町内事業所に働きかけます。

### 10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

#### ① 実績

平成26年度実績見込み	延べ人数(人日)	施設数(か所)
	0	0

#### ② 量の見込み

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	年間延利用者数	339	333	316	298	274
	延べ人数(人日)	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
確保方策	ファミサポ	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160

#### 確保方策

本町においては、すきやきたいで対応していきます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進について町内事業所に働きかけるとともに、将来的には施設にて行う病後児対応型事業の体制確保について検討を進めます。

### 11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

#### ① 実績

平成26年度実績見込み	登録児童数(人)	施設数(か所)
	63	2

#### ② 量の見込み

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	登録児童数(人)	73	70	67	65	70
	低学年(人)	62	60	57	56	61
	高学年(人)	11	10	10	9	9
確保方策	登録児童数(人)	80	80	80	80	80
	施設数(か所)	1	1	1	1	1

#### 確保方策

1つの支援単位につき利用人数が40人を恒常的に超える場合は、クラスを2つに分ける等の対応を行います。

また、国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるよう、全ての児童を対象として総合的な放課後対策について検討を進めます。







## 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

### 確保方策

事業の実施について検討を進めます。

## 13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

### 確保方策

民間活力の活用について積極的に推進し、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行います。

## 5 教育・保育の一体提供及び推進体制の確保

### (1) 国内の認定こども園の整備の状況

認定こども園は、幼稚園の保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等を問わず柔軟に子どもを受入れることができる施設であり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（いわゆる認定こども園法）が平成18年10月に施行されて以降、平成26年4月までに全国で1,359件の認定こども園が整備されています。今後は、認定こども園法の改正により認可手続きの簡素化や指導監督等の二重行政が解消されるなど、新たな設置や既存の幼稚園・保育所からの移行が進み、ますます整備が進むものと予想されています。

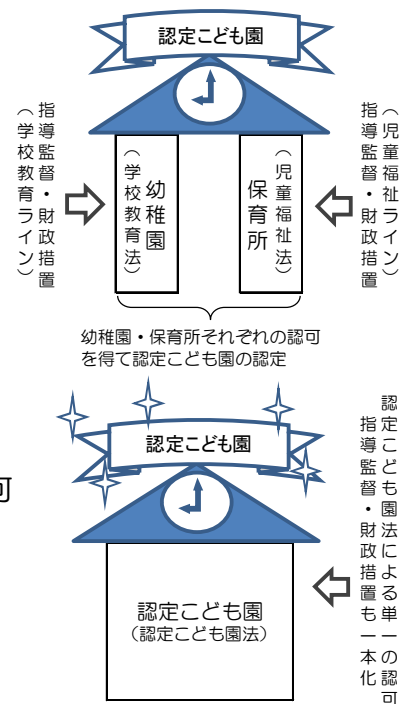
#### ○現行制度における幼保連携型認定こども園

- ・学校教育法に基づく幼稚園の認可
- ・児童福祉法に基づく保育所の認可
- ・それぞれの法体系に基づく指導監督
- ・幼稚園および保育所それぞれの財政措置



#### ○新制度における幼保連携型認定こども園

- ・改正認定こども園法に基づく認定こども園単一の認可
- ・指導監督の一本化
- ・財政措置は「施設型給付」で一本化



### (2) 本別町における教育・保育施設の状況

現在本別町においては、認定こども園は設置されておらず、保護者の就労状況等によって幼稚園又は保育所のどちらかを選択して利用する必要があり、場合によっては年度途中で利用する施設を変更しなければならないケースもあります。また、保育所を利用する場合は、市街地に2か所の常設保育所、勇足地区および仙美里地区にそれぞれ1か所のへき地保育所が設置され、保護者が居住地や勤務地に合わせて利用する施設を選択することができるという利点がある一方、少子化の進行により、施設によっては教育・保育の実施のために必要な一定の集団規模を確保することが難しくなり、これまでも児童数の少なくなった保育所はやむなく統廃合などを行ってきた経緯があります。



○本別カトリック幼稚園の入園児童数の推移(各年5月1日現在)

(単位:人)

設置年度	昭和 59	平成元	平成 10	平成 20	平成 23	平成 26
昭和 29 年	120	96	69	49	45	45

○町内保育所の入所児童数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人)

保育所名(設置年度)	昭和 59	平成元	平成 10	平成 20	平成 23	平成 26
中央保育所(S40)	84	82	56	53	59	56
南保育所(S55)	67	79	60	61	53	52
西保育所(S55)	60	55	29	—	—	—
東保育所(S47)	28	16	—	—	—	—
勇足保育所(S46)	44	43	29	22	20	14
仙美里保育所(S47)	40	37	25	11	11	20
美里別保育所(S50)	21	10	11	6	7	—
児童数計	344	322	210	153	150	142

※平成2年11月 東保育所閉所 平成16年3月 西保育所閉所 平成24年3月 美里別保育所閉所

### (3) 本別町の教育・保育の一体的提供の推進の考え方

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、かつその発達は連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。したがって教育・保育の一体的提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、すべての子どもの健やかな育成を主眼に置いた検討を行わなければなりません。

このような視点に立ち、今後の本町におけるより良い教育・保育環境の整備を考えた場合、家庭の状況によって利用できるサービスが制限されず、また将来的にも一定の集団規模を確保するためには、その一体的な提供体制を早期に整えることが望ましいと考え、以下の事項について取り組むこととします。

- ① 町内の既存教育・保育施設について、幼保連携型認定こども園をはじめ、幼稚園型、保育所型又は地方裁量型それぞれの類型の認定こども園化、あるいは新規参入について推進、支援していきます。
- ② 既存事業者の認定こども園への移行、又は新規参入については、保護者や地域、教育・保育事業従事者の理解を得られるよう、情報の共有と十分な説明を行いながら進めます。
- ③ 民間活力の活用について積極的に推進し、施設整備や人材育成について支援を行うとともに、公私それぞれが果たすべき役割を整理し、子どもの成長、家庭状況、居住地域等に応じた子ども・子育て支援を間断なく提供できる体制を整えます。





## 第5章 子ども・子育て支援の取組

### 1 福祉でまちづくり推進と支え合い活動の充実

#### 1 福祉でまちづくり推進と支え合い活動の充実

(1) 子育て支援サービスの拡充	1) 子育て支援情報の一元化・充実
	2) 子育て支援センター事業の充実
	3) 子育て支援ホームページの開設
	4) 絵本の読み聞かせによる親子の交流の推進
	5) 子ども・子育て会議の活動
(2) 子育てを支援する人材・団体の育成	1) 子育てサポーターの育成・「すきやきたい」の育成支援
	2) 子ども健全育成団体への支援
(3) 子育て支援のネットワークづくり	1) 子育て総合ネットワーク体制の整備
(4) 保育サービスの充実	1) 保育環境の充実
(5) 仕事と子育ての両立推進	1) 子育て支援のための職場環境整備の啓発
(6) 男性の育児参加の促進	1) 男性が育児参加することの啓発活動
	2) 父親の子育てネットワークづくり
(7) 安全・安心なまちづくりの推進	1) 子どもを犯罪から守る安全なまちづくり
	2) 安心して外出できる環境の整備・支援

#### (1) 子育て支援サービスの拡充

##### 1) 子育て支援情報の一元化・充実

###### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 関係機関が連携し、子育て家庭への支援体制の充実を図ります。
- イ. 子育てサークルや子育てサポーターの育成・支援に努めます。
- ウ. 子育て支援マップの更新を進めます。

###### 【取組状況等と課題】

- 子育て支援マップを掲載している子育てガイドブック「はっぴい」を平成24年3月に改定しました。
- 子育て支援センター、健康管理センター、社会教育課の3者で家庭教育支援事業「なかよし」を開設しています。音楽会、救命救急、ダンス、骨盤ケア、ヨガ、ぱまキッズまつり、運動会など年間11講座、14回開催しました。育児ママのリフレッシュ講座では受講生が卒業後、新しくママになる人たちの指導、相談事にのるなど、学びの成果が連帯意識を生み有効に活かされています。

###### 《今後の取組》

- 子育て支援サービスの内容の充実とわかりやすい周知に努めます。
- 子育て支援マップ等を活用し、情報提供の充実に努めます。

## 2) 子育て支援センター事業の充実

### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 親子交流型の事業を推進し、子育て家庭の交流機会を提供します。
- イ. 子育て支援センター、健康管理センターの開放の充実を行うとともに、保育所や児童館等既存の社会資源を有効活用し、地域との連携を図ります。
- ウ. 異年齢交流を推進し、育児についての不安や相談を気軽に行える体制づくりに努めます。
- エ. 子育て支援の拠点として情報発信を積極的に行います。

### 【取組状況等と課題】

- ぴよぴよの日、あかちゃんの日、のびのびの日など、子の年齢別に開放の日程を設定し、育児に関する親同士の情報交換や相談を気軽に行える体制を整えています。
- ばまキッズまつりやちびっこ運動会では年齢に関係なくすべての親子を対象として開催しており、育児ボランティアをはじめ地域の資源を活用するなど、社会全体で子育てをサポートする土壌づくりに努めるとともに、あらゆる機会を通して子育てに関する情報発信を行っています。

### 《今後の取組》

利用者の視点に立ち、事業内容の充実・見直しによる支援体制の強化を図っていきます。

## 3) 子育て支援ホームページの開設

### ■後期計画で掲げた取組目標■

広報紙の情報掲載とホームページでの情報提供の内容充実を図ります。

### 【取組状況等と課題】

- 平成26年度から子育てに関する情報を広報紙にてシリーズ化して発信しています。

### 《今後の取組》

今後も子育てに関する様々な情報を各種媒体にて発信します。

「はっぴい」のWebサイトを随時更新します。

本別町では現在子育て支援センターに関する情報をホームページに掲載しています。

(<http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/happy/index.html>)

## 4) 絵本の読み聞かせによる親子の交流の推進

### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 「ファーストブック事業」を継続します。
- イ. 絵本を通じた親子ふれあいの機会を提供します。
- ウ. 絵本の読み聞かせを通して、保護者同士の交流機会を提供します。



### 【取組状況等と課題】

- 「胎教からの読み聞かせ」を推進するため、図書館職員が健康管理センターで、直に妊婦さんに説明や読み聞かせをするほか、図書館ではおすすめ絵本貸出セットを拡充しました。
- 読み聞かせ会やぶっくるカフェを通して、母親同士、ボランティアとの交流を図っています。参加者が固定化し拡大につながらないのが課題です。
- 各保育所において「図書館絵本箱」を実施しています。

### 《今後の取組》

絵本貸出セットの対象を、妊婦さんとおなかの赤ちゃん、誕生後の赤ちゃんなど、子どもの成長過程に合わせて選定し、提供することが必要。また、絵本づくり講座や、ボランティアの協力による読み聞かせの機会を充実させ、絵本の持つ「コミュニケーション力」を、子どもを取り巻くすべての人に知ってもらう取組とします。

## 5) 子ども・子育て会議の活動

### 【取組状況等と課題】

- 少子化対策推進協議会から子ども・子育て会議に移行しました。

### 《今後の取組》

今後は本別町の子ども・子育て支援に関する事項を審議し、さらに関係する計画等について継続的に点検・評価・見直しを行います。

## (2) 子育てを支援する人材・団体の育成

### 1) 子育てサポーターの育成・「すきやきたい」の育成支援

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. すきやきたいの活動を継続し、地域での助け合い事業を推進します。
- イ. あらゆる人が子育て支援に参加できる体制づくりと、正しい知識・技術を学ぶ研修機会を提供していきます。

### 【取組状況等と課題】

- 幼児・小学生の子育て家庭を中心に心強い存在と好評です。
- 利用登録することで何か困った時には助けてくれるという思いで安心できるものとなっています。
- 年輩の援助提供会員からは「やりがいを感じ、生活にリズムや張りがでた等、互いに効果が出ています。
- すきやきたいの研修を平成25年度から開催しています。

### 《今後の取組》

「すきやきたい」の依頼会員には口コミなどで入会する会員が多くいましたが、最近は固定化傾向にあります。しかし、援助提供会員は「私にはそこまでお手伝いできない」と思っている人もおり、今後も会報などの配布により活動内容について周知し、気軽にマイペースで参加

していただけるよう働きかけ、若い世代の方にも賛同してもらう必要があります。

また、援助提供会員と依頼会員の交流や意見交換などを行い、気兼ねをしない家庭的なつながりを持てるよう信頼関係を強める必要があります。

今後も引き続き研修機会の充実を図ります。

## 2) 子ども健全育成団体への支援

### ■後期計画で掲げた取組目標■

ア. 地域における子どもの健全育成活動を実施する団体への支援を行います。

イ. 子ども会やスポーツ少年団をはじめとする児童健全育成推進団体指導者の育成に努めていきます。

### 【取組状況等と課題】

- 現在、義経太鼓保存会と駒踊り保存会に町補助金を支出し、継続して活動しています。
- 中高生ボランティア団体については年々登録者が少なくなっており、活動の効果などを学校や地域の一層の理解が必要です。

### 《今後の取組》

自主的に運営されている芸能文化団体には支援を継続します。中高生ボランティア団体はその活動の意義や目的、内容等について広く周知をしながら次代の担い手づくりを推進していきます。

## (3) 子育て支援のネットワークづくり

### 1) 子育て総合ネットワーク体制の整備

### ■後期計画で掲げた取組目標■

地域・行政・育成推進団体・企業など子どもと子育て家庭支援に関するネットワークを組織し、情報の共有や意見交換を目的としたネットワーク会議の設置を検討します。

### 【取組状況等と課題】

- 関係団体の代表や、障害福祉、母子保健の行政担当者により構成する子ども・子育て会議を設置しました。

### 《今後の取組》

本別町の子ども・子育て支援に関する事項を審議し、さらに関係する計画等について継続的に点検・評価・見直しを行います。





## (4) 保育サービスの充実

### 1) 子保育環境の充実

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 全ての子どもが幸せに育っていく環境づくりのため、保育サービスの充実を図ります。
- イ. 乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、子育て相談などのサービスを充実させるため、保育士の配置の確保と資質向上に努めます。
- ウ. 情報公開をはじめ、保護者や地域の声を反映させるため、苦情委員会を設置、自己点検評価や第三者評価事業の導入を推進します。

#### 【取組状況等と課題】

- 乳幼児・障がい児の保育ニーズ拡大に合わせた施設整備と職員配置を行いました。
- 平成26年度から子ども未来課を新設し、子ども・子育てに関する総合的な支援体制を整備しました。
- 苦情受付担当、苦情解決責任者を配置、利用者の意向確認をしています。第三者評価事業については、今後も継続して検討します。

#### 《今後の取組》

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子どもの最善の利益の実現のため、様々なニーズに柔軟に対応できる体制を整えます。

病気回復時児童の保育の必要性について事業実施の検討を行います。

## (5) 仕事と子育ての両立推進

### 1) 子育て支援のための職場環境整備の啓発

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

仕事と子育ての両立支援に対する意識啓発活動を推進します。

#### 【取組状況等と課題】

- 国、北海道その他関係機関からの啓発ポスター・パンフレットなど随時掲示、配布しました。

#### 《今後の取組》

子育てに理解のある労働環境・社会環境を整備し、バランスの取れた仕事と子育てを両立するための、企業に向けた意識啓発活動を推進します。

労働環境整備のため、男女がともに取得できる育児休業、子育て期間中の短時間勤務、再就職を希望する人への対応などを企業に働きかけていきます。

支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に従い、必要な措置の実施に努めます。

## (6) 男性の育児参加の促進

### 1) 男性が育児参加することの啓発活動

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

男性も主体的に子育てができるよう、職場をはじめ地域社会が理解と支援を行う体制・意識づくりのため、普及活動を推進します。

#### 【取組状況等と課題】

- 子育てガイドブック「はっぴい」において、父親の子育てへの関わり方について具体的に例を挙げて掲載しました。
- 子育て支援センター、健康管理センター、社会教育課の3者で家庭教育支援事業「なかよし」の中で、ぱまキッズまつりを開催し、お父さんの出番を設定していますが、お父さんの参加が少ないのが現状で、有用情報の広報が必要となっています。

#### 《今後の取組》

男性も主体的に子育てができるよう、子育てに対する社会全体の理解と支援を得られるための啓発活動を行います。

### 2) 父親の子育てネットワークづくり

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

子育てに父親が参加する意義や重要性について、子育て講座、親子で参加する講座等を通し啓発していきます。また、父親が育児を学ぶ機会を多く持てるよう支援していきます。

#### 【取組状況等と課題】

- 平成21年から2年間、なかよしのファミリーデーの際に父親を対象としたカウンセラーを講師に招き、父親のストレスに関する講座を実施し、その後は講座ではなく、親子で遊ぶ機会として活用を勧めています。
- パパとママのためのたまご教室において、父親の役割や母親と一緒に新しい命を迎えるために父親としてできることや役割について学習する機会を設けています。
- 参加しやすい時間帯を考慮して設定していますが、父親自身が参加意欲を持ってくるケースは少なく、参加者が少ないのが課題です。

#### 《今後の取組》

パパとママのためのたまご教室とファミリーデーを継続実施し、父親の参加が増えるよう周知および啓発を行います。

男女共同参画の理念のもと男性も主体的に子育てができるよう、職場をはじめ地域において理解と支援を行える風土づくりや意識の変化のための普及活動を推進していきます。

地域において父親同士が、子育てについての互いの悩みや不安を解消できる場を持てるようなネットワークづくりを推進します。



## (7) 安全・安心なまちづくりの推進

犯罪の危険や不安を感じることがない町にするためには、地域に住む人と警察等が連携強化を図り、犯罪を未然に防止するため、情報の収集・提供を行うことが重要となっています。また、子育て家庭や子どもが自由に気兼ねなく行動できる環境を整備することは、健やかな育ちのために必要なことです。

### 1) 子どもを犯罪から守る安全なまちづくり

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 警察との連携強化を推進します。
- イ. 「子ども110番の家」の設置促進及び住民への啓発活動に努めます。
- ウ. 青パト隊や自主防犯組織等と連携に努めます。

#### 【取組状況等と課題】

- 子ども110番の家は、子どもたちが、学校の登下校時などの際に、身にせまった危険を感じたり、犯罪などに巻き込まれそうになったときなどに、のぼり旗の立っているお店や住宅に逃げ込むことで、子どもたちの身の安全を守り、被害の未然防止や早期解決を図るものです。本町にも、通学路を基本に設置協力をいただいております。
- 19名の町民の方々が、朝夕の通学時間に青色回転灯を用いた自主的な防犯パトロールを実施しております。

#### 《今後の取組》

不審者等の犯罪から子どもを守るため、地域全体での取組が必要になってきています。

子どもが被害にあった場合、危険を感じた場合に駆け込める「子ども110番の家」を周知するとともに、高齢者も比較的参加しやすい通学路での見守り活動、自治会自主防犯組織や青色回転灯パトロール隊（通称青パト隊）など広く住民組織と連携した防犯活動を行い、犯罪を抑止させるための啓発活動と情報提供を行っていきます。

また、自治会と協議を行い必要な場所に防犯灯を整備するなど、防犯、安全の確保に努めていきます。

さらに、子どもが良くないことをしているときや、危険な箇所で遊んでいるときは、誰もが叱り、健やかに成長することができるよう啓発に努めます。

## 2) 安心して外出できる環境の整備・支援

### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 子育て家庭や子どもが安心して外出できるよう、商工業者やサークル団体等の協力を得ながら、施設の整備や子育て支援体制の充実を推進していきます。
- イ. 平成21年度に一斉点検した結果を踏まえて、公園の遊具などの欠損箇所や危険個所について早期に補修を行います。
- ウ. 自転車やベビーカーなどを利用する人が、安心して移動できるよう、段差の少ない安全な歩道の整備を進めます。

### 【取組状況等と課題】

- 公園施設長寿命化計画策定により、本別町内の都市公園の遊具点検を行い、老朽化した遊具についてはすでに更新を行っており、その他の遊具についても修善や補修等を行い、延命を図ります。

### 《今後の取組》

子育て家庭や子どもが安心して外出できる環境を整備することは、子育てによるストレスを緩和するだけでなく、町内の消費にも大きな影響をおよぼし、さらにはコミュニティ活動の推進にも繋がると考えられ、子ども・子育て家庭を意識した施設の整備や支援体制を整えていくことが必要です。

また、これまで都市計画マスタープランに基づき、公的機関周辺や新規工事箇所において段差の解消や交差点の改良などを行っており、今後も点検を行い、遊具の状況を確認し、必要に応じて更新や修繕を図って行きます。

さらに現在の都市公園の整備とあわせ、身近なところで自然にふれあうことができ、自由に遊べる場を地域全体で確保する活動などを推進していきます。



## 2 子どもを尊重し、子どもが夢をもって暮せる環境づくり

2 子どもを尊重し、子どもが夢をもって暮せる環境づくり	
(1) 子どもの権利確立	1) 子どもの権利意識啓発
(2) 児童虐待防止対策の充実	1) 育児ストレスに対する支援体制の充実
	2) 予防対策・ネットワークの強化

### (1) 子どもの権利確立

#### 1) 子どもの権利意識啓発

##### ■後期計画で掲げた取組目標■

児童の権利に関する条約や児童憲章の趣旨を充分踏まえ、子どもの人権に対する意識啓発を推進します。

##### 【取組状況等と課題】

- 国、北海道その他関係機関からの啓発ポスター・パンフレットなど随時掲示、配布しました。

##### 《今後の取組》

基本的人権は、子どもにも保障されるべきものですが、身体的・精神的に発達途上である子どもは、これまで保護や管理の対象としか考えられないことが多く、権利行使の主体という観点で不足しているといえます。

日本が批准している「子どもの権利条約」では「子どもの最善の利益」の確保することを中心に、生命への権利、表現の自由、思想・良心・宗教の自由、学ぶ権利など憲法でも定められている権利について定めているほか、虐待の禁止、体罰・非人道的もしくは品位を傷つける扱いをさせない権利、成長発達する権利、親に養育される権利、子どもの参加・意見表明権、遊び・休息する権利、プライバシーの保護などが規定されています。

これら子どもの権利の内容についてはほとんど知られていないのが現状であり、子どもたちへの周知とあわせ実施していく大人たちへも広めていかなければなりません。

子どもの権利を実現するために、行政はもとより、家庭、学校、地域社会、保育所・幼稚園、企業をはじめ、すべての町民がそれぞれの立場で、子どもの視線を共有し、子どもの自己決定権を尊重するよう働きかけを行う必要があります。引き続き関係機関との連携により意識啓発に努めます。

## (2) 児童虐待防止対策の充実

### 1) 育児ストレスに対する支援体制の充実

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 育児に不安や悩みを持つ保護者に対し、乳幼児健診や各種相談・指導、訪問を通し、正しい知識を紹介するとともに、不安の解消を目的とした相談業務の充実を図ります。
- イ. 保健福祉課、子育て支援センター、健康管理センターにおいて、育児ストレスや不安・負担の軽減を図るとともに、きめ細やかな対応を行うための相談窓口の充実を図ります。
- ウ. 保護者同士が集い、育児の不安や悩みを気軽に相談できる体制づくりを推進します。
- エ. 育児サークル、子育て支援センターの開放事業等、親子が楽しく参加できる事業を積極的に開催していきます。

#### 【取組状況等と課題】

- 子育て支援センターのひろば機能を充実しました。
- 子どもの年齢によって「ぴよぴよの日」、「あかちゃんの日」、「のびのびの日」を設け、保護者同士の情報交換が気軽に行えるように工夫しました。
- 家庭を取り巻く環境が変化する中、養育者が抱えている問題も多様化・複雑化しています。乳幼児健診では子育て支援センター・ことばの教室（発達支援センター）の協力もあり、待ち時間に相談できる体制となっています。また、平成23年度より月1回子育て支援センターへ保健師が出向き体重測定・子育て相談、同じく平成23年度より始めた心理カウンセラーによる“こころのほっと相談”に子育て中の保護者をつなげ、母親が抱える様々な不安や悩みの解消に努めています。
- 養育者の加重的負担に対し多様な機会を活用して育児サポートを図り、早期に支援を行うことが重要です。

#### 《今後の取組》

産後間もない養育者は精神的にも肉体的にも過重的負担がかかることから、保健師が訪問し、育児援助や技術支援を行うとともに、育児不安や悩みを和らげるよう努めています。

また、乳幼児期においては子育て支援センターで親子の交流や一時保育事業による心身のリフレッシュを図るなど、保護者が育児ストレスを上手に解消し、子育てが楽しいと感じられるよう、サポートを行っています。

引き続き乳幼児健診や各種相談・指導、訪問を通して相談業務の充実を図り、関係機関との連携を深めながら子育て家庭の支援に努めていきます。



## 2) 予防対策・ネットワークの強化

### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 虐待に関する正しい知識について、子育て中の保護者や家族に限らず、自治会に対しても周知を行い、虐待行為を未然に防ぐ活動や虐待の早期発見（通告）・早期解決に努めます。
- イ. 十勝保健福祉事務所、帯広児童相談所、本別町要保護児童対策地域協議会、その他関係団体等との連携を強化し、児童の権利擁護に努めます。

### 【取組状況等と課題】

- 子育てガイドブック「はっぴい」において、虐待の早期発見や通告の重要性について啓発してきました。
- 必要に応じ、各関係機関と情報を共有し、連携を取りながらそれぞれのケースに対応しました。

### 《今後の取組》

本別町にあっても、表面化しない虐待や不適切な育児等があることも予想され、行政だけではなく、地域の協力を得ながら早期発見・対応に努めます。

また、要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関で情報共有と支援の協議及び適切な保護を行い、児童の健やかな成長を支援していきます。

引き続き虐待等の未然防止のための広報・啓発を行うとともに、それぞれのケースについては関係機関との連携を密にし、最善の対応策を探りながら早期解決を図ります。

保護を必要とする児童に温かい愛情と正しい理解をもった家庭で養育できるよう里親制度の普及啓発に努めます。

### 3 健やかに生み育てる環境の充実

3 健やかに生み育てる環境の充実	
(1) 子どもを持ちたい人への支援	1) 不妊に関する相談・情報提供 2) 不妊治療への助成
(2) 妊産婦に関する切れ目のない保健対策の充実	1) 妊娠中・産後の健康管理の充実 2) 喫煙・飲酒に関する意識啓発活動の推進 3) 妊娠・出産に関する満足感の向上
(3) 幼児と親の健康の確保	1) 健康診査による病気等の早期発見と早期支援 2) 食育、規則正しい生活習慣確立の推進 3) 病気の予防に関する支援の充実 4) 育児不安解消支援の充実
(4) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	1) 性に関する知識の普及、性感染症予防の強化 2) 子どもに関する相談・支援体制の充実 3) 食育、心身の健康増進に関する支援の充実 4) 病気の予防に関する支援の充実 5) 喫煙・飲酒・薬物への正しい知識の普及
(5) 支援を必要とする子どもへの療育の充実	1) 早期発見、適切な医療・相談体制の充実 2) 発育・発達援助の充実 3) 保護者の不安等を軽減する支援の充実
(6) 子どもの安全確保	1) 乳幼児の不慮の事故防止対策の推進 2) 子どもの交通安全の啓発

#### (1) 子どもを持ちたい人への支援

##### 1) 不妊に関する相談・情報提供

###### ■後期計画で掲げた取組目標■

不妊治療を受けていた方は、妊娠後に把握することが多く、治療中に相談に来られる方はほとんどいないのが現状です。

各種健康相談に不妊に関する相談も含まれることを周知し、利用したい時に気軽に相談できる体制作りを図っていきます。

また、不妊についての知識が得られるよう、不妊症や治療に関すること、治療実施機関等の情報提供を図っていきます。

###### 【取組状況等と課題】

- 不妊の悩みを抱えている夫婦は潜在的に存在しているようですが、なかなか来所又は電話での相談に来られる方はほとんどいません。ネットや口コミの情報を頼りに医療機関につながるケースが多いようです。
- 治療費助成の情報を広報やホームページで知り、申請に至っています。
- 今後もこうした媒体による周知を図り、治療機関の情報提供や相談を受ける体制の周知を図ります。また、妊娠の希望がある若い世代にむけて、妊娠率低下の原因となる高齢出産のリスクについても広報等で周知を図っていく必要があると考えています。





### 《今後の取組》

不妊に関する相談や不妊治療に関する情報提供、専門医療機関の紹介を行っていきます。また、特定不妊治療費助成費の申請時には保健師による面接を行い、心理的な相談にも対応していきます。

若い世代への健康教育で、出産について正しい知識の啓蒙を行っていきます。

## 2) 不妊治療への助成

### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 不妊に対する知識や治療の情報を提供に努めます。
- イ. 北海道や本別町で行っている不妊相談について周知を図り、気軽に相談できる体制づくりと支援の充実に努めます。

### 【取組状況等と課題】

- 本別町ホームページ、健康管理センターだよりにおいて不妊治療費助成に関する周知を図っています。
- 平成22年度の申請件数は0件でしたが、周知が進んだことにより平成23年度、24年度は各延2件、平成25年度については延6件と大幅に増加しています。

### 《今後の取組》

不妊治療費助成制度の広報に努め、引き続き治療費の助成を行います。

子どもに恵まれず、子育てを希望する方に対し、里親制度等の周知を図っていきます。

## (2) 妊産婦に関する切れ目のない保健対策の充実

妊婦への支援として、家族・地域住民への喫煙による害の周知活動や、日常生活での援助活動の推進を図り、安全で満足のいく妊娠・出産となるよう取組を行います。

### 1) 妊娠中・産後の健康管理の充実

### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 「パパとママのためのたまご教室」を開催し、指導内容の充実を図るとともに、父親が参加しやすいよう体制づくり・啓発に努めます。
- イ. 異常を初期段階で発見し治療を行うためにも、妊娠 12 週以内の妊娠届出を推進し、妊娠中や産後の健康診断を推奨します。
- ウ. 医療機関との連携を図り、支援が必要なハイリスク妊産婦に対して早期に相談・指導を行います。
- エ. 妊娠中、産後に訪問指導などを通して相談、支援を行います。

### 【取組状況等と課題】

- パパとママのためのたまご教室では、教室終了後にアンケートを実施し、その結果から参加者のニーズに沿い、かつ必要な情報提供と学習の場となるように実施しています。しかし、全体の参加者が少なく、特に父親の参加者が少ない傾向にあります。
- 母子手帳発行時と妊婦健診受診券発行時の2回面接を行い、その時に気になったケースへは妊娠中から産後まで状況に合わせて電話や訪問等で経過確認および支援を行って

ます。必要に応じて医療機関との連絡も行い、両者で情報共有と一貫した支援を提供できるよう努めています。

#### 《今後の取組》

妊婦一般健康診査受診券は、妊娠届け時に交付される前期分（妊娠20週以内）、妊婦相談時に交付される後期分（妊娠21週以降）を発行します。妊婦健診を受けることで、妊娠中毒症や貧血等の異常を発見・治療できる確率が高まるため、早期の届け出・受診を推進します。

妊婦と面接が行える母子手帳および受診券発行時の機会に要点をおき、異常や不安の強い妊婦に対して早期支援・介入をします。適宜医療機関とも情報共有を行い、支援方針を定めていきます。面接時は妊婦からも相談がしやすい雰囲気作りを心掛けます。

今後も継続して妊娠期の夫婦を対象とした「パパとママのためのたまご教室」を開催し、父母ともに妊娠期を充実して過ごせるように支援していきます。また、参加者が増加するように、より周知と啓発に努めるとともに、妊娠期を順調に過ごすために、適切な知識や家庭・職場での協力・理解を得られるよう広報活動に努めていきます。

産後は出産による疲労や子育て開始による負担等が原因で精神的に不安定になりやすい時期であり、家族も含めたサポート体制の確立に努めます。

地域・職場から妊産婦に対する支援・協力を推進するための啓発を行います。

## 2) 喫煙・飲酒に関する意識啓発活動の推進

### ■後期計画で掲げた取組目標■

母子健康手帳交付時や、パパとママのためのたまご教室等を通して妊娠中の喫煙・飲酒の害、胎児へ与える影響について周知し、禁煙・禁酒指導を行います。

#### 【取組状況等と課題】

母親は妊娠を期に喫煙・飲酒を止めるケースがほとんどですが、父親は止めない人が多いのが現状です。

主にパンフレットを利用して指導をしていますが、喫煙・飲酒習慣がある人へは特に胎児に与える影響およびリスクについて強く指導し、代替品など気を紛らわす方法等についても説明と支援を行っています。

#### 《今後の取組》

喫煙者本人が吸い込む主流煙よりもタバコから立ちのぼる副流煙のほうが有害であることから、家族をはじめ広く喫煙者へタバコの害についての啓蒙活動を強めていかなければなりません。

年齢が高いほど飲酒率も高くなる傾向があり、日常化しているアルコール摂取が妊娠中であっても継続されている状況が見受けられ、胎児に悪影響を及ぼすことから、さらなる禁酒指導が必要です。

今後も妊婦との面接の機会に家族（父親）の状況とも併せて聞き取りを行い、ケースに合わせた内容で説明・指導および支援を行います。

煙草が及ぼす害は喫煙者のみならず、間接的に妊婦や子ども等へも影響を与えることを広く周知していきます。



### 3) 妊娠・出産に関する満足感の向上

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 妊娠・出産を通し、妊婦や家族が満足していない原因について把握します。
- イ. 妊娠・出産が満足したものとなるよう、相談・訪問体制の充実を図ります。

#### 【取組状況等と課題】

平成24年度の満足するお産ができた人の割合は93.1%でした。平成26年度もほとんどの人が満足できるお産ができたとしています。

母子手帳や妊婦健診受診票発行時の面接などにお産について考えてもらうように促しを行い、新生児訪問時でお産の振り返りを実施しています。

ケースによっては、イメージしていたお産と違い辛い経験として残ってしまい、その後の育児にまで影響している場合もあります。そのため、肯定的にお産を受け止め、育児にも前向きに迎えるように支援していくことが必要です。

#### 《今後の取組》

事前にお産をイメージすること、満足するお産について考えてもらうことに要点をおいて面接を実施します。

お産の振り返りも母が肯定的に受け止め、育児にも自信を持って行えるよう支援。指導を行います。

地域や行政がサポートできる支援内容について、検討を行っていきます。

## (3) 幼児と親の健康の確保

### 1) 健康診査による病気等の早期発見と早期支援

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 健康診査の実施に当たって、待ち時間を有効に活用するなど保護者の要望を把握し、健診体制の充実を図ります。
- イ. 健康診査の実施について徹底を行い、完全受診を目指します。また、未受診の子どもの発達・発育状況について訪問などで確認します。
- ウ. 健康診査の結果、病院への受診等が必要とされた子どもに対しては医療機関に適切に結びつけ、受診後の経過について保護者を含め支援を行います。

#### 【取組状況等と課題】

乳幼児健診の受診率は95%以上となっており未受診者の把握率は100%となっています。未受診の理由には子どもの体調不良、親の都合などがあげられますが、家庭訪問や保育所・幼稚園と連携を図り個別に状況確認を行い対応しています。

また、健康診査により「経過観察」「要精検」「要医療」と判定された子どもについては専門医の診察や相談ができるよう関係機関と連携を図り必要な支援につなげています。

#### 《今後の取組》

- 保護者が子どもの健康状態を知り、子育てを確認できる場となるよう今後も各種健診の充実に努め、受診率の向上を目指します。また、未受診者の把握に努め、家庭訪問や電話など個別に対応し、乳幼児の健全な発育促進に努めます。

## 2) 食育、規則正しい生活習慣確立の推進

### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. パパとママのためのたまご教室、乳幼児健診を通して、乳幼児期から食べることの大切さについての学習を行います。
- イ. 乳幼児健診や各種健診を通し、間食や食事の内容に重点を置くとともに、生活の夜型化の改善など、生活内容を確認しながら、個々に合わせた指導を行っていきます。

### 【取組状況等と課題】

- 親の生活習慣や食習慣が直接子どもの成長発達に影響するため、正しい生活習慣でしっかりバランスの取れた食事を摂取することが大切ですが、生活の夜型に伴う食事時間の乱れや間食の取り方についてはさらなる指導が必要です。
- 乳幼児期からの食事がその後の成長や発達に大きく影響することから、食べることの大切さ、栄養バランスのとれた食事、発達に応じた食事の重要性等について啓蒙していく必要性があります。

### 《今後の取組》

多くの保護者が食事に関する悩みを抱えています。乳幼児においては、離乳食についてであり、幼児期ではむら食いや偏食、少食などがあげられています。離乳期より食事の基本を学び、子どもが成長する中で食事を通してしっかりと栄養摂取していけるよう、生活内容を確認しながら、個々に合わせた指導を行っていきます。

たまご教室では、自分自身の食生活の見直しを行い、健康的な食生活を送るための知識の普及、また望ましい食生活の確立に向けた支援を行います。

また、口腔の発達状況や身体の発育に伴う適切な栄養摂取等、月齢に応じた離乳食を進めいていくため、乳幼児健診等でそれぞれ個々の月齢や状況に沿った内容で細かな助言、指導をしっかりと行います。

さらに、間食や食事の内容に重点を置くとともに、生活の夜型化も進行しており、外遊びや適度な運動を行う等、生活習慣を確立する指導に努めます。



### 3) 病気の予防に関する支援の充実

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. むし歯予防について各種健診、個別フッ素洗口受診の推奨などを通し、歯の大切さやむし歯予防についての指導を充実していきます。
- イ. 予防接種の必要性和適切な時期に接種する重要性について周知を行います。
- ウ. 「健康ほんべつ21」と連携した事業を展開し疾病の予防に努めます。

#### 【取組状況等と課題】

- 乳幼児健診での歯科検診は対象者全員が受診し、歯科指導は希望者を対象に実施しています。歯科指導は特に第1子の保護者やきょうだいと年齢の離れた子どもが生まれた保護者が多く受けています。個別フッ素洗口は年々受診者数（初回、継続ともに）減少傾向にあります。
- 平成24年度より、保育所、幼稚園の年長、年中児を対象として集団フッ素洗口を実施しています。また、平成25年度以降は、小・中学校でも実施するようになりました。
- 予防接種は定期接種の種類が増え、一時期煩雑になっていましたが、同時接種を開始したことで接種がしやすくなり、ほとんどの人が標準的な接種時期に接種を行うことができています。
- 健康ほんべつ21は、栄養・食生活、身体活動・運動に関しては改善傾向にありますが、歯の健康については悪化傾向にあります。

#### 《今後の取組》

今後も健診時に定期的な歯科受診とフッ素洗口について周知、啓発していき、受診者の増加を目指します。

予防接種は種類が増えたため、保護者にも知識を得て自分でも考えられるように、新生児訪問や健診時などで説明と指導を徹底して行います。

健康ほんべつ21は、平成25年度に評価と平成26年度以降の計画を立案しているため、その方向性を踏まえ事業を展開していきます。

### 4) 育児不安解消支援の充実

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 育児に対して悩み・つらさを解消することを目的に、乳幼児健診や各種相談・指導、訪問を通して育児不安の軽減や育児に関する情報の提供等を積極的に行います。
- イ. 子育て支援センター、健康管理センターを中心として親子が遊びながら気軽に交流できる場、また、ストレスを解消できる場となるよう様々な事業を展開していきます。

#### 【取組状況等と課題】

- 子育て支援センターにおいて育児に関する相談に対応し、その都度必要な情報を提供しています。
- 乳幼児健診、子育て相談、すこやかルームにおいて子どもの健康管理や子育てについての指導・助言を行っています。特にすこやかルーム、子育て相談利用者は増加傾向にあります。
- 家庭教育支援事業「なかよし」では親子を対象に子育ての学習の機会やリフレッシュの

場を提供し好評を得ています。また、コミュニケーション方法の学びから子どもや家族との関係を見つめなおし、前向きな気持ちを持って育児に臨めるよう支援しているリフレッシュ講座にも多くの母親が参加し、参加者同士の交流も深まっています。

- 今後は事業に参加している親だけでなく、広く多様な媒体を通じて情報提供していくことが必要です。

### 《今後の取組》

子育ての悩みとして、「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」が主にあげられ、その他、「保護者自身のやりたいことができない」「子どもの教育や友だちに関すること」「こどもを叱りすぎ、子どもとの時間を持ってないこと」等、様々な悩みがあげられています。

現在、子育て支援センター・健康管理センターなどを中心にサポートを行っていますが、育児を担っている方が、育児を楽しく感じ、子どもとゆったりとした気持ちで接することができるよう、育児サークル等とも協力し、あらゆる角度から様々な手法を用いて育児不安・負担やストレス解消の手助けをしていく必要があります。

また、そこに集う保護者同士の自主的な交流を積極的に支援していくことも求められています。

今後も母子手帳の交付時や乳幼児健診、相談事業などの機会を活用し子育てに関する情報提供や相談支援を行います。また、健康管理センターだよりやパンフレットなど多様な媒体を活用して情報提供に努めます。

## (4) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期は、身体的発育と精神的発達の不均衡、情緒の不安定、自主性の発達に伴う大人や社会への反発などに加えて、性的関心の高まり、性行動の活発化など、一生の間で身体的にも精神的にも最も変化の著しい時期です。また、妊娠・出産・育児は人の一生における心身の健康の基礎形成に深く係わるため、その前段階の思春期は、母性・父性を育み、親の役割を自覚する上で大切な準備期間でもあります。

このため、学校教育においては、自他の生命を尊重し、個人生活における健康や安全に関する学習を行い、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成を重点に指導に当たっています。その指導は主に保健や学級活動の時間を活用し行われていますが、喫煙・飲酒・薬物乱用・過剰なダイエット防止や、性・エイズ教育等を計画的に、かつ効果的に指導を行うことが必要です。

また、専門的な知識が要求される分野の指導については、養護教諭をはじめ保健所・健康管理センター等の職員を講師として活用することが必要であることから連携の強化を図ります。

近年の急速な社会環境や生活様式の変化に伴い、不登校やひきこもり、摂食障がいなど様々な心の健康問題が生じてきています。

これら心の問題は、本人の生育歴や家庭環境に原因が存在することもあり、家庭との連携をはじめ、地域・教育・医療・福祉が連携を図り、総合的な支援を適切に行っていかなければなりません。





## 1) 性に関する知識の普及、性感染症予防の強化

### ■後期計画で掲げた取組目標■

平成20年度から、中学、高校で生（性）教育の授業の一部を保健師が受け持ち、命の大切さや性に関する知識について、学校と連携し実施しており、今後とも継続して取り組みます。

### 【取組状況等と課題】

- 必要に応じ、各学校の授業と連動して随時実施しています。10代の性感染症の増加がみられているので、感染症の正しい知識を伝えるとともに、自分の体を守るために必要な考え方についても教育しています。
- 授業で性に関する科学的知識を学習するとともに、生命・人権の尊重、男女平等についても理解を深めています。
- 健康管理センター保健師等外部講師を招き、授業で中高生に対する性教育を行っています。

### 《今後の取組》

具体的な避妊教育はもとより、人工妊娠中絶のリスク（不妊などの合併症）について指導を強める必要があります。

また、性感染症4疾患（クラミジア感染症・ヘルペスウイルス感染症・淋菌感染症・尖形コンジローム）の患者数自体は年々減少しているものの、全国的に性感染症患者が若年化しており、発生を防ぐための対策を行っていく必要があります。

本別町における性に関する教育・指導については、各小中学校にて小学校3年生以上と中学校の生徒に対し、主に保健の授業の中で第二性徴や思春期の心に関する指導を行っています。

生徒個々の性知識、情報の入手方法としてインターネット、携帯電話サイト、ポルノ雑誌や漫画・コミックスなどがありますが、必ずしも正しい情報ばかりでないことから、早期に性教育を実施し、正しい性情報を見極めることができるよう指導体制を強化していかなければなりません。

生徒の状況に応じて、必要な内容について学校側と検討しながら効果的な学習の支援を継続していきます。

乳幼児とのふれあいなどを実施し、出産の大変さ、命のたいせつさ、家族の絆、将来の事を考えたりする機会をつくっていく必要があります。（子育て支援との連携）

## 2) 子どもに関する相談・支援体制の充実

### ■後期計画で掲げた取組目標■

ア.「教育相談フリーダイヤル」の設置や、中学校へのスクールカウンセラーの派遣を継続し、子どもたちや思春期の子を持つ親などから率直な悩みが聞ける体制の整備を図るとともに、子どもの視点に立ち楽しく活気ある学校・家庭生活が送れるよう、心の問題解消に向けて支援していきます。

イ. 学校において小さなサインを見逃さず早期発見・早期対応に努め、適切な助言を行います。

### 【取組状況等と課題】

- 教育相談電話（フリーダイヤル0120-627867）を24時間対応で受け付けています。専用回線に繋がり、受信されない場合は、専用携帯電話（教育次長所持）に転送されます。
- 相談員の配置：4名を委嘱し保護者などからの相談対応に努めています。
- スクールカウンセラー：平成16年度から各中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもたちを心理的にサポートしています。
- 学校では、複数の教諭が関わることにより、小さな変化を見逃さず、声かけなどを行い、見守りや助言を行う体制づくりが行われています。
- 教育委員会教育次長と教育アドバイザーによる定期的な学校訪問を実施し、各学校で課題となっていることや、児童生徒の相談対応などについて協議しています。
- 年2回の生徒アンケート調査を実施し、必要に応じて個別面談や問題解決に向けた調整を行っています。
- 本別町いじめ防止基本方針、本別町子どものいじめの防止に関する要綱を平成26年度に作成し、学校・地域・保護者がそれぞれの役割を明確にし、一体となって問題解決の取組を進めています。

### 《今後の取組》

学校だけでは問題解決が難しい場合には、家庭・地域・関係団体が一体となって総合的に関わりを持つネットワークを形成する必要があります。

今後は、相談支援体制では、相談しやすい環境づくりに努め、スクールカウンセラーの配置による専門的な支援を行います。

本別町子どもを育む環境づくり推進会議、本別町生活指導連絡協議会と引き続き連携し、いじめ・不登校問題等の早期解決にむけた活動を実施します。

子どもに関わる部署のみならず、自治会、民生委員児童委員、医療機関、警察、児童相談所等の外部機関と連携し、様々な角度から総合的に行う支援体制を確立していきます。

関係する職員の研修を深め、事例を通して児童生徒の対応について共通認識を図るとともに必要な機関と連携した取組みを推進していきます。





### 3) 食育、心身の健康増進に関する支援の充実

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. バランスの良い、楽しい食事を規則正しく摂取することの重要性について、学校との連携を図り啓発活動を強めます。
- イ. 「食育」についての学習を深め、地産地消の意義を周知するなど内容の充実を図っていきます。

#### 【取組状況等と課題】

- 学校給食における食物アレルギーへの対応について、保護者や医療機関とも連携し、行っています。
- 日常の学校給食や家庭科の授業を通じ、栄養素やその働きについて学習するとともに、「ふるさと給食」を実施し、地場産であるが故、栄養を効率よく摂取すること、おいしく食べられること、感謝の気持ち等を学んでいます。
- 平成26年度本別中学校においてフードライターを講師に招き、食育と郷土愛についての学習を実施しました。

#### 《今後の取組》

子どもが健全に成長していくひとつとして、毎日数多くの食物をバランスよく摂取することが大切であることは広く知られています。

近年、食べ物の好き嫌いや生活リズムの変化から偏食が増加し、食生活の乱れが原因とみられる、立ちくらみ、めまい、疲れやすい、だるい、無気力、頭痛などの症状を訴えたり、小児生活習慣病、脳血管障がいなどの疾患として現れたりしています。

また、不規則な食習慣や過剰なダイエットは生活習慣病の発症ばかりでなく、次世代を生き育てることへの影響も心配されます。

成長期にある小中学生が、毎朝きちんと食事を摂り、必要な量の食事を1日3回摂取するよう、食事の大切さや栄養摂取の重要性について啓発が必要です。

家族と楽しく食事ができることが重要であり、正しい食習慣を持てるよう家庭からの支援も大切です。

さらに、食事をおいしく、効率よく栄養摂取するには運動を習慣づけること、体を動かすことも大切であり、生涯に渡って食を楽しみながら健康づくりに役立てる「食育」を推進していきます。

今後も、家庭での規則正しい生活、早寝・早起き・朝ご飯運動を推進していくとともに、引き続き、食物アレルギーへの対応を実施していきます。

### 4) 病気の予防に関する支援の充実

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 成長期にある子どもの望ましい食事や運動習慣、適正体重を保つ重要性について、学校と協議を行い、食生活の基礎となる「食育」の普及活動を行っていきます。
- イ. 正しい歯磨きの方法、食後の歯磨き習慣確立に向けて、学校と連携し啓発を強化していきます。
- ウ. 視力低下防止のため、適度な休養と正しい姿勢をとるよう啓発を行います。また、視力の

低下を感じたら専門医に受診するよう指導を行っていきます。

**【取組状況等と課題】**

- 平成25年度から各小学校でフッ化物洗口を実施しています。中学校においては、平成26年度から段階的（26年度1年生対象、27年度1・2年生対象、28年度全学年対象）に実施していきま。また、歯科医を講師に招いての歯科教室も実施しています。
- 健康診断実施し、成長の記録等を保護者に連絡することから、食生活や規則正しい日常生活のありかた等について協議するとともに、必要に応じて医療機関の受診を勧めています。（歯科検診・視力検査等も定期的に実施）

**《今後の取組》**

小学校低学年から中学年にかけて、むし歯のある子が増加傾向となっています。

永久歯の生え始める大切な時期であり、よく噛んで食べることの意義や、正しい間食の摂り方など、年齢に応じた指導のテーマを掲げ、正しい歯磨き方法の実践を含めた指導を学校との連携の下、行っていく必要があります。

また、最近の生活環境や生活態度の変化によって、勉強、読書、テレビ、塾、マンガ、パソコン等近くを見る機会が長時間となること、骨盤や頸椎などの体の歪みによって、頭部から眼球までの血液循環が悪くなることや、ストレス、食べ物、病気の影響等がきっかけとなり、視力の低下につながることもあるため、適度な休養と正しい姿勢をとるよう啓発を行い、視力が低下しはじめたら専門医の診断を早めにするよう指導を行っていきます。

今後も、健康管理センターとも連携して健康増進に関する事業を行います。

規則正しい生活を身に付け、健康・体力増進と学力向上を結び付けた取組を行います。

## 5) 喫煙・飲酒・薬物への正しい知識の普及

**■後期計画で掲げた取組目標■**

喫煙や飲酒・薬物が健康に与える影響等について学校と連携し啓発を強化していきます。

**【取組状況等と課題】**

- 児童生徒・保護者に対し、パンフレット等資料の配布を行い、喫煙、飲酒、薬物乱用防止啓発を行っています。
- 授業では、喫煙や飲酒・薬物が、人体に与える影響などを学習しています。

**《今後の取組》**

学校では、小学校5・6年生と中学生に対し保健の授業で、喫煙や飲酒、薬物の害について指導を行っています。

喫煙や飲酒の防止に当たっては、「未成年者の喫煙・飲酒は法律で禁止されている」という指導がなされることも多くあります。

しかしながら、好奇心を刺激して逆効果を招くおそれもあり、「自分自身を傷つけ、周囲の人も傷つける」という害について教えていくことが重要です。

薬物への知識については、薬物の害の「急性中毒」について知っている児童は少数であり、関係機関で連携・検討し、知識の習得について確認を行うことが重要です。

今後は、外部講師を招くなど引き続き啓発活動を行っていきます。



## (5) 支援を必要とする子どもへの療育の充実

子どもの健やかな発達と、安心して子育てを行うことができるよう、あらゆる機会において運動・言語・社会性等の遅れなどについて心配される子どもを早期に発見するとともに、関係機関のネットワークを組織し、子どもの状況に応じて療育を行っていくことが望まれます。

### 1) 早期発見、適切な医療・相談体制の充実

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 乳幼児健康診査の完全受診を図り、療育を必要とする児童の早期発見、早期支援に努めます。
- イ. 児童・保護者が安心して利用できるよう、関係機関との連携を図り内容の充実を図ります。

#### 【取組状況等と課題】

- 乳幼児健診はほぼ95%以上の受診となっており、未受診者は訪問等でフォローできています。療育が必要な児の把握は1歳6か月～3歳までの間に経過をみながら、健診時にことばの教室（発達支援センター）の紹介や医療的なフォローの必要性などを関係機関と協議しながら保護者に勧めています。
- 保護者の心理的なフォローも重要なので受容にむけて十分な面接を行い、サポートしていく必要があります。

#### 《今後の取組》

現在、健康管理センター保健師と子育て支援センター職員が1歳6か月健診にあたり、さらに2歳・3歳児健診からは、ことばの教室職員や保育士も加わり健康診査を実施しています。

健診の結果、身体的な疾患や精神発達、言語発達の遅れなどが心配される幼児については、発達を促すため、個々の状況により子育て支援センターでの親子遊びや、集団遊びを紹介したり、帯広児童相談所・ことばの教室（発達支援センター）などによる指導や、医療機関等の専門的な療育を受けることを勧めています。

主なものとしては、1歳6か月児・2歳児健診では発達面での遅れ、3歳児では言語発達の遅れや精神発達の遅れなどがあげられます。

保護者が安心して子育てができるよう内容の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図り、早期の療育を行うことが必要です。

今後も、ことばの教室（発達支援センター）、医療機関、障がい担当など関係機関と適切な支援について検討しながら、対象者が早期に支援に結びつくことができるよう、健診等で気になる子のサインを見逃さないよう精度管理に努めます。

保護者の支援も重要なので、受容にむけて保護者の気持ちに寄り添いながら相談支援を行います。

## 2) 発育・発達援助の充実

### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 一般的に早期に療育や訓練を受けることで成果があることから、早期の対応に努め、指導体制や内容の充実を図ります。また、保護者の要望等を把握し、利用しやすい療育の実践を行います。
- イ. 関係機関との連携を強化し、あらゆる角度からの支援や療育内容を検討し充実を図ります。

### 【取組状況等と課題】

- 低体重等で出生した児に関しては、その後療育に結びつく可能性があることから慎重に経過を追っています。早期介入は効果的ですが、保護者の心理的な受容があることが前提なので、児の成長発達について情報提供を行いながら、養育環境の整備や関係機関との連携など、個別に対応しています。
- 今後も、継続した支援体制が求められています。

### 《今後の取組》

現在、ことばの教室（発達支援センター）では、ことばの発達の緩やかな子どもはもちろん「ことばを通したコミュニケーションがうまくできない」「周りの友達とうまく遊べない」「発達の遅れによりことばが出ない」「言語理解が弱い」「運動発達に遅れがある」などの子どもに個別指導を行っています。

また、保護者からの申請により、社会生活適応能力及び、基本的な生活習慣の自立と、家庭での療育方法の習得等を図ることを目的に指導を行っています。

さらに、専門機関である帯広児童相談所の協力・助言を得ながら指導プログラムを作成し、定期的なカンファレンスを通じてより良い指導方針を作成しています。

今後とも、ことばの教室が利用しやすく、子どもや保護者にとって満足のいくものとするため、内容の充実を図っていきます。

発達支援の研修等、支援者のスキルアップも図りながら、住民に正しい情報提供ができるよう努めていきます。

#### カンファレンス

専門職種が集まり、患者の情報交換及び課題・問題点の検討により、今後の治療やケア方針を決定していく検討会。



### 3) 保護者の不安等を軽減する支援の充実

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 各機関において安心して相談できる支援体制の充実、療育の強化に努めます。
- イ. 保護者の持つ様々な負担を軽減するため、必要な情報提供や制度についての紹介を行い、利用の選択が行えるよう支援を行っていきます。

#### 【取組状況等と課題】

- 子育て支援センターにおいて育児に関する相談に対応し、その都度必要な情報を提供しています。

#### 《今後の取組》

ことばの教室（発達支援センター）、保育所、子育て支援センター、学童保育所、児童館では発達の遅れなどが心配される児童の相談や保育を行なうとともに、保護者への支援に努めます。

また、ことばの教室（発達支援センター）に通うお子さんの保護者で組織している「ことばを育てる親の会」では、日頃あまり交流の無いみなさんが、互いの悩みや不安を気軽に相談できる場、交流できる場として機能しており、今後とも充実を図っていきけるよう支援を行っていきます。

しかし、ことばの教室に通うことで、周りから「障がいを持っている子」と偏見の目で見られることを恐れたり、我が子の発達を心配しているが、認めたくないと感じたりしている保護者もあり、気軽に参加できる行事の企画や、新しい情報を収集し提供できるよう、学習会、施設見学等を実施して見聞を広めるなど、更なる充実を図るとともに、住民意識の改善を進めていかなければなりません。

NPO法人インクルードにおいて、在宅の障がい児等の日中活動の場を提供し、家族（介護者）の就労支援や介護負担の軽減などを目的とした、日中一時支援事業を実施しています。

今後とも利用者の要望を把握し、豊かな地域生活を送ることができるよう、利用しやすい療育体制の確立を図ります。

引き続き子育て支援センター、町広報、町ホームページなどで情報発信に努めます。

「気づき」の段階から支援について関与していくためには、コアチーム（主に総合ケアセンター、健康管理センター、ことばの教室（発達支援センター）の担当者をメンバーとし、要保護児童や気になる児童について、不測の事態に迅速に対応できるよう、定例的に会議を開催し、情報を共有するチームのこと。）を中心とした早期発見における初動ケア体制の継続とマネジメント体制の継続的な整備・療育から教育へのスムーズな移行体制構築の継続も必要となります。

義務教育卒業後も安心して本別で暮らすための在宅支援、就労支援の方法について、関係部署や関係機関と共に検討していきます。

## (6) 子どもの安全確保

乳幼児の事故は、まわりの大人が気を付けることでその6割が防げるといわれています。

事故は未然に防ぐことが重要であるため、家庭内やその周辺的生活空間における危険の排除や事故防止啓発指導を行っていきます。

### 1) 乳幼児の不慮の事故防止対策の推進

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 乳幼児の事故などを防止するため、保健指導や啓発活動を進めます。
- イ. 安全な遊び場情報や、子どもの事故防止対策の情報提供に努めます。
- ウ. 子どもを持つ人などを対象とした事故発生時の応急処置法や救急救命法などを習得する機会を拡充します。

#### 【取組状況等と課題】

- 乳幼児健診の問診票に事故防止に関する項目を設け、それを基に状況の聞き取りと確認を行っています。事故防止が不十分である場合には具体的な防止方法を指導しています。
- なかよしで「子どもの救急救命」と称して、消防職員を講師に招き、受傷時の応急手当や心肺蘇生法について講義と実技講習を実施しています。参加者は1歳未満の子を持つ保護者が多く、緊急時の備えとして受講する人がほとんどですが、参加数自体は多くありません。

#### 《今後の取組》

何らかの事故防止対策をしている家庭の割合は高いものの、十分な環境整備が行われていても不幸にして外傷・やけど・窒息等の事故が生じた場合、救急隊が来るまでの間、適切な応急処置や蘇生を行うことによって、事故のダメージを軽減できると考えられます。

乳幼児の心肺蘇生法を知ることは重要であるため、消防署と連携して定期的な救命講習会の実施、普及に努めます。

また、緊急時に必要な休日・夜間の小児救急医療情報を知っていることも重要なため、情報提供に努めます。

乳幼児の事故が減少するように今後も乳幼児健診時に確認と指導を行っていきます。

なかよしの講座も参加者からは好評を得ているため、継続して行い、また多くの人に参加してもらえよう周知を行います。





## 2) 子どもの交通安全の啓発

### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 保育所・幼稚園などにおいて、こぐまクラブなどの関係団体等と連携し、児童・保護者による参加体験型の交通安全教室などを引き続き開催します。
- イ. 警察、学校、交通安全推進団体等と連携し、ダミー人形や自転車などを使った参加・体験・実践型の交通安全教室を引き続き推進していきます。
- ウ. 子どもの安全確保の観点からチャイルドシート・ジュニアシート着用の徹底を図るため、保育所や幼稚園など関係機関の協力を得て、普及に努めます。

### 【取組状況等と課題】

- 子育て支援センターにおいて、チャイルドシート、ジュニアシートの無料貸出を行っています。
- 各保育所・幼稚園でのこぐまクラブ集合訓練を定期的実施（各クラブ 年 5～7回程度）しています。
- こぐまクラブでは交通安全の基本的なことを指導することにとどまるため、各家庭において保護者が交通安全の教育を幼児に繰り返し指導することが必要です。

### 《今後の取組》

本別町は釧路と旭川・帯広を結ぶ中間地に位置するなど多くの大型車が通行しています。市街地を離れると信号機が少なく、直線部分が多いため一般車も高速で通行しています。このことから一般の交通安全運動の推進はもちろんのこと、子どもや高齢者などに対する交通安全の意識啓発を図ることは重要です。

交通安全に関する子どもの意識は、保護者の意識の在り方にかかっているといっても過言ではありません。

本別町では保育所・幼稚園において、交通安全啓発のため保護者を中心に「こぐまクラブ」を組織し、定期的に保護者と児童で交通のルールについて学んだり、道路での実地指導が行われたりしています。今後は幼児の減少によりクラブ単位での訓練の実施が困難になってくることも想定されるため、クラブの一元化も視野に入れながらそのあり方を検討していきます。

交通安全協会や子育て支援センターでは、チャイルドシートの無料貸し出しを行っており、貸し出しを通して正しい取付方法を指導し、交通安全活動の啓発に努めます。

小学校では保育所と異なり、子ども自身が保護者の手を離れて、登下校することになり、安全な歩行のしかたについて「交通安全指導員会」「交通安全母の会」などの交通安全推進団体の協力により指導が進められています。

また、学校授業として計画的に交通安全指導が実施されており、実際に路上に出て、交通標識・交通信号に従い、通学時や自転車乗車時に注意すべき点などについて指導が行われています。

交通事故は、児童生徒側の不注意だけでなく、自動車運転者等の過失によるものもあるため、運転者に対しては常に歩行者等を守る視点を持ち、安全な行動をとるよう更なる啓発に努めます。

## 4 自然・地域と親しみ豊かな心と生きる力を育む

4 自然・地域と親しみ豊かな心と生きる力を育む	
(1) 児童の健全育成活動の支援	1) 放課後児童対策の充実 2) 地域活動への参加促進
(2) 家庭や地域の教育力の向上	1) 家庭や地域の教育充実支援
(3) 次代の親の育成活動の充実	1) 中高生と幼児とのふれあい事業の推進
(4) 生きる力の育成強化	1) 豊かな心の育成活動の支援
	2) 健やかな体の育成活動の充実
	3) 学校教育環境等の整備強化

### (1) 児童の健全育成活動の支援

次の時代を担う児童が、心身ともに健やかに育成されることは、児童の生涯の基礎を作ることであるとともに、社会福祉の基礎となるものであります。核家族化の進行や保護者の就労形態の多様化などによる家庭における児童養育機能の低下、遊び場の制限などによる児童の生活環境の悪化、さらに住民相互の連帯意識の希薄化などが、児童養育上の様々な問題を引き起こしており、児童の健全育成を積極的に推進していく必要があります。

児童の可能性を伸ばし、身体的、精神的、社会的な人間形成を行うため環境を整えるとともに、児童と子育て家庭に対する相談援助等の対策を行っていきます。

#### 1) 放課後児童対策の充実

##### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 放課後児童クラブ（学童保育所）において、遊びの充実と安全性を確保できるよう、支援の継続を行います。
- イ. 児童の健全育成のため乳幼児や高齢者などの様々な世代と交流する活動を推進します。

##### 【取組状況等と課題】

- 就労している保護者の負担を軽減するため、学童保育所運営協議会の事務を子ども未来課にて行っています。
- 各児童館において地域との交流を行っています。

##### 《今後の取組》

放課後児童クラブ（学童保育所）は親の就労などにより、昼間保護者のいない小学生児童の健全育成を図るため、放課後や土曜日の居場所として利用されています。

児童館は市街地に2か所あり、類似施設として北地区交流センターがあります。

高校生以下の児童を対象とし、放課後や土曜日にスポーツや文化活動を提供し、児童健全育成のため支援を行っています。

子どもは遊びを通じて仲間関係の形成や社会性を学んでいくことから、子どもが自主的に遊べ、安全に過ごす場所の確保が必要であり、継続した取組を行っていきます。

伝統や文化を子どもたちに伝えいくため、高齢者との交流や、命の大切さについて学ぶため乳幼児との交流を行うなど、異世代交流を積極的に推進し、放課後児童クラブ（学童保育）・児童館の活動の充実に努めます。





児童館において、子どもの居場所づくりや、遊びを通じて子どもたちの生きる力を育みます。

共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の実施を目指します。

#### 放課後子ども総合プラン（平成26年7月31日策定） 文部科学省・厚生労働省

- 目的：共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める。

#### ① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室

- 全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

#### ② 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し、小中学校外での整備も可能
- 現に公民館、児童館等で実施している場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施可
- 一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるように連携して実施

## 2) 地域活動への参加促進

### ■後期計画で掲げた取組目標■

ア. 子ども会活動を推進し、子どもたちの活動の場を広げていきます。

イ. 子どもの主体性や創造性を培い、たくましさを養うため、青少年教育事業を充実します。

### 【取組状況等と課題】

- 子ども七夕まつりや百人一首大会など、子どもたちが活動する場への支援を行っています。

### 《今後の取組》

近年、地域社会の変化、少子化などによって子どもの育成環境も変化してきています。

子ども同士で遊ぶ機会が減少傾向にあり、地域の子どもが集い遊びを通じて、連帯性、協調性、自主性、創造性を育む目的を持ち活動している、子ども会活動は重要な役割を果たしています。しかし、自治会によっては子どもの数が減少したことにより組織できない状況もあり、活動支援を行っていかねばなりません。

また、子ども自身の企画・運営による活発な活動を推進するため、ジュニアリーダーの養成に努め、子ども同士でふれあえる機会を拡充していくことが必要です。

平成16年度から実施している「ほんべつ元気学宿」では、子どもたちが5泊6日共同で生活体験することにより、人との関わり方の向上や主体的に活動できるようになること、自ら考え行動できるようになることなどを目的として行っており、今後とも内容の充実を図り開催していきます。たくましく生きる力を身につけさせ、将来豊かに暮らしていける子どもを育みます。

## (2) 家庭や地域の教育力の向上

### 1) 家庭や地域の教育充実支援

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

企業や地域の協力の下、職場体験やインターンシップを推進し、社会経験を通じて社会で果たす役割や基本的なマナーについて学習を深めます。

#### 【取組状況等と課題】

- 町内の企業・事業所等の協力を得ながら、地域の教育力を活用し、生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てることを目的に、中学生・高校生を対象としたキャリア教育を実施しています。

#### 《今後の取組》

家庭教育は教育の出発点であり、基本的倫理観や基本的なマナー、自立心を育成する上で重要な役割を果たすものです。

しかし、核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化など、社会状況の変化に起因する「家庭の教育力」の低下が懸念されています。

こうしたことから、子どもを地域社会全体で育てる観点が必要です。教育委員会で推進している、「ほんべつ学びの日」の取組や、学校支援地域本部事業などにより、学校、家庭及び地域と一体となって子どもたちを育みます。

また、近年はフリーター志向の広がりや無業者の増加、就職後の早期離職など勤労観、職業観の未熟さ、職業人としての基本的な資質・能力の低下が指摘されています。

子どもは様々な出会いや経験を通じ成長していきますが、学校と企業・地域が連携した職場体験やインターンシップを通じ、勤労観、職業観を身に付けるとともに、実社会における協調性やリーダーシップ、ボランティア精神を学ぶなど、キャリア教育を実施することが重要となっています。将来を見通した進路の選択や決定が具体的にできるよう、支援します。さらに、子どもの人間形成の基礎を培う基本的な家庭機能の充実を図るため、成長段階に合わせた学習や指導を地域が一体となって取り組みます。

#### インターンシップとは

- 自分が学習、先行している先にある分野の仕事を企業などで体験する制度で実際の仕事や職場の状況を知り、自己の職業適性や職業生活設計など職業選択について深く考えることができる。

#### キャリア教育とは

- 児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育



### (3) 次代の親の育成活動の充実

#### 1) 中高生と幼児とのふれあい事業の推進

##### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 児童生徒と乳幼児のふれあい交流を積極的に推進し、命の尊さや人との関わりについての学習を深めていきます。
- イ. 家庭・学校・地域において子どもを生み、育てることの意義、生命の尊厳、命の継承の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めるための取組を行います。

##### 【取組状況等と課題】

- 家庭科授業の中で、小学校高学年や中学生と幼児がふれあいを持つことを子育て支援センターや保育所・幼稚園の協力を得ながら実施してきています。
- 道徳教育のなかで、ひとを思いやる心の育成と命の尊さを学んでいます。

##### 《今後の取組》

近年、きょうだいも少なく、近所にいる子どもも減少していることから、乳幼児とふれあう機会が少なくなってきました。

幼い子どもとのふれあいや、家庭や地域から愛情を受けることで、子どもや家庭の大切さを理解したり、将来親となる世代が生命の尊さを実感したりするとともに、人への関心や共感を高め、社会との関わりや、人とのつながりを学ぶことができます。

今後、保育所、幼稚園、児童館、子育て支援センターでの交流活動や健康管理センターで行われる健康診査など、引き続き他機関の協力を得ながらあらゆる機会において中高生が乳幼児とふれあう機会づくりに努めます。

### (4) 生きる力の育成強化

本別町は山林に囲まれ、その間を流れる河川からの良質な沖積土により平地が形成された地域であり、多くの自然が残されています。

以前盛んであった木材産業は、安価な外国材の輸入などの影響を受け、産業としての利用価値が低下していますが、地球温暖化防止対策や自然のダム（治水）としての環境保全、心身を和ませる効果があることが注目されており、その重要性が再認識されているところです。

また、河川は生物にとって命の源であり、現在ダムによる発電、生活・農業・工業用水、憩いの場として私たちの生活に密接に関係しています。

この自然の恵みは、私たちの暮らしに利用されてしているばかりでなく、子どもたちにとって貴重な自然体験の場であり、感性を磨き、想像力を養う場でもあります。

これらの大切な自然を次代に引き継ぐことは子どもたちの生きる力の育成に欠かせないものであります。

#### 1) 豊かな心の育成活動の支援

##### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 自然体験から歴史、自然、構造、産業、防災などの総合学習へと発展させる体験交流活動の充実を図ります。
- イ. 社会性を養うため、子ども会・地域行事、ボランティア活動などへの参加を促進します。

### 【取組状況等と課題】

- 戦争体験等について外部講師の体験談をうかがったり、歴史民俗資料館などで開拓からの学習を行っています。
- 農業・農協青年部等の協力により、学校農園での栽培や学校外の畑での収穫体験を行い、「食育」と合わせた体験交流活動を行っています。
- 道路花壇の整備、記念植樹や交通安全キャンペーン、地域の文化祭への参加などに積極的に参加しています。

### 《今後の取組》

子どもが自立した若者へと成長していくためには、人や自然と数多くふれあい、社会や自然との関わりを学び、心豊かにたくましく、生きる力を養っていくことが重要です。

自然に接することによって、五感を働かせることができ、新鮮な発見、柔軟な思考力、問題発見能力を引き出すことができます。

また、自治会活動や各種ボランティアを経験することで社会性を養うことができることから、地域と学校の連携のもとに、様々な自然体験・社会体験活動の機会を提供していきます。

生まれ育った地域を理解し、愛することを推進するとともに、積極的に社会参加を行い地域との交流を深めます。

### 『中長期的に取り組む課題』

- ア. 都市公園、河川公園、森林などの利用方法を工夫するなどして、身近な自然に安心してふれあうとともに、子ども同士で遊べる場所づくりを追求していきます。
- イ. 地球環境保護、リサイクル活動、環境美化、緑化などの地球環境に良い活動を推進します。

## 2) 健やかな体の育成活動の充実

### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 「健康・スポーツ推進のまち」として生涯スポーツに親しむ習慣づくりに努めます。
- イ. スポーツ指導者の育成や技能向上のための研修会等の拡充を図ります。
- ウ. 運動部（少年団）活動に対する支援を行います。

### 《今後の取組》

地域で子ども同士が集まり、外で遊ぶ機会が減少していることや、通学時に自動車による送迎が増加していることなどにより、子どもの体力低下が懸念されます。

また、生活習慣や食生活の乱れから肥満、骨組織の弱体などの現代的な問題が生じている現状を踏まえ、子どもが日常的にスポーツに親しみ、健康・体力づくりを意識した生活を送ることが重要です。

これまで、子どもたちが自主的に行っている運動部（少年団）活動や体育の授業において、運動することの意義を学習したり、体力の増進が図られるなどの成果をあげています。また、学校外活動では、「あかげら少年団」で各種スポーツ活動等の体験機会を提供しています。

今後とも体を動かすことの意義や心地良さを伝え、スポーツに親しむとともに運動能力を高めていくため、内容の充実を図っていきます。

また、運動部（少年団）活動にあっては学校関係者のみならず、広く地域から指導者を起用できるよう指導者育成活動を支援していきます。



### 3) 学校教育環境等の整備強化

#### ■後期計画で掲げた取組目標■

- ア. 一人ひとりの自己実現が図られるよう、地域や関係機関と連携し、引き続き特色ある学校づくりに取り組んでいきます。
- イ. 地域・関係機関からの人材の活用や社会体験型の教育活動を推進し、学習内容の充実に努めます。
- ウ. 開かれた学校づくりのため家庭や地域との連携・協力を深めます。

#### 【取組状況等と課題】

- 学び輝く学校支援委員（学校協議員制度）により、開かれた学校づくり推進のため、地域住民が学校運営に積極的に参画する取組みを実施しています。
- 施設見学へのスクールバスの配置やPTAやJA青年部の協力を得て体験実習を行うなどして、地域や社会を身近に感じることができる学習を支援しています。
- 地域参観、運動会（体育祭）、学習発表会（文化祭）等の学校行事を地域の参加を得て、子どもたちの成長を喜び合う良い機会となっています。

#### 《今後の取組》

現在、学校では子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健康と体力などの生きる力をはぐくむ教育を推進するとともに、一人ひとりが自らの能力を伸ばし、いきいきと学校生活が送れるよう、地域と学校が連携し、特色ある学校づくりに取り組んでいます。

次代の担い手である子どもは、活気あふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

今後更に、基礎・基本の確実な定着と個性を伸ばす学校教育の充実を図り、PTA活動への参加促進、地域住民が参加しやすい環境の整備など家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた学校づくりを推進していきます。

引き続き、他の団体や地域の協力を得て、開かれた学校づくりを進めていくとともに、体験型学習を深めていきます。





## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 地域の住民・団体・機関等の連携及び協力体制の構築

本計画を推進するにあたり、庁内の関係各課が連携し、情報の共有化を図り、横断的に施策の展開を図ることはもとより、本別町子ども子育て会議をはじめ幅広い住民の地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するように、各団体等との協力体制の構築を図ります。

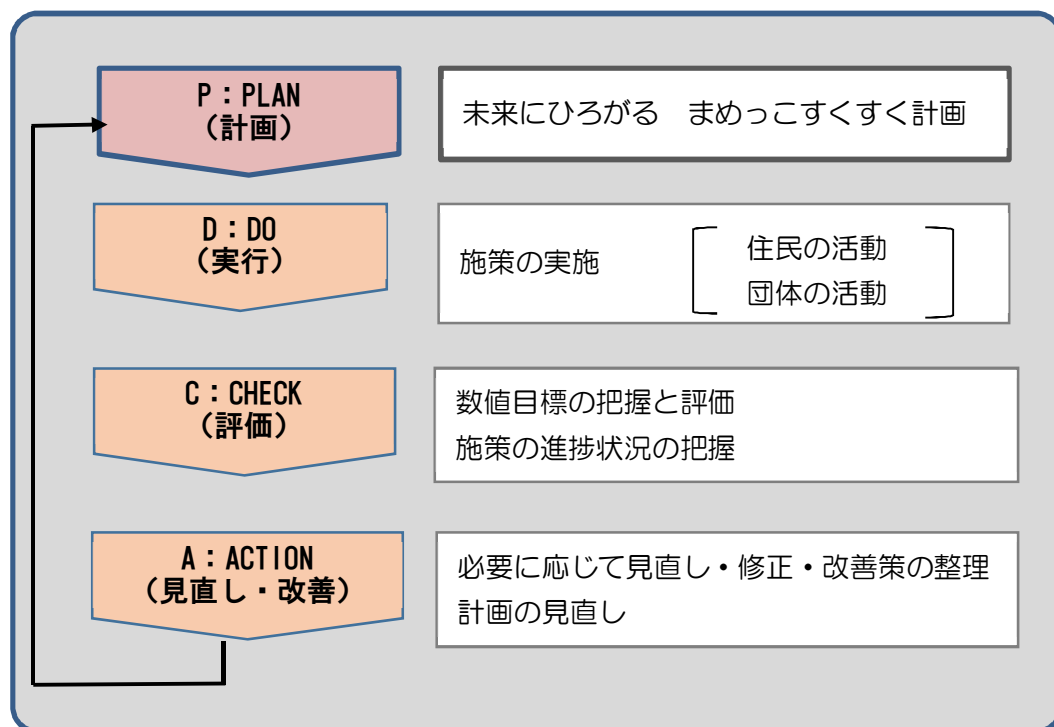
### 2 地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していくうえで、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいを持って、自主的に行動を起こすことが重要となります。

地域で子ども・子育てを支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図っていきます。

### 3 計画の点検・評価

本計画の進行管理については、その実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。







## 資料編

### 1 本別町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条の規定に基づき、本別町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第7条第4項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条第2項に基づき意見を述べること。
- (2) 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に基づき意見を述べること。
- (3) 法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関し、法第61条第7項に基づき意見を述べること。
- (4) 本町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する実務を担当する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他町長が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第7条 専門的な事項を調査審議するため、必要があるときは、子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 本別町子ども・子育て会議委員名簿

(平成26年度)

区 分	氏 名	関係団体等
公募による町民	阪 本 朋 美	公募による委員
	小笠原 愛	公募による委員
子どもの保護者	井 出 真由美	子育て支援センター利用者
子ども・子育て支援に関する関係 団体から推薦を受けた者	山 岡 晶 子	中央保育所保護者の会
	渡 邊 さおり	南保育所保護者の会
	林 美 空	勇足保育所保護者の会
	塚 林 香奈子	仙美里保育所保護者の会
	小 島 美 貴	本別町ことばを育てる親の会
	小 出 佳奈代	本別町PTA連合会
	岡 崎 貴 司	カトリック幼稚園父母の会
	堤 智 貴	本別学童保育所運営協議会
	山 田 英 雄	ゆうゆうサークル運営委員会
	千 代 快 得	本別町せわずき・せわやきたい
子ども・子育て支援に関し学識経 験のある者	鈴 木 博 之	学校教員(本別町教頭会)
	岩 淵 つた子	カトリック幼稚園園長
	田 西 昭 子	保育士 OB
	田 口 小百合	主任児童委員
子ども・子育て支援に関する実務 を担当する者	前 佛 友 子	健康管理センター
	菊 池 康 祥	総合ケアセンター障がい者福祉担当

事務局	井 上 松 子	子ども未来課長
	大 橋 堅 次	子ども未来課長補佐
	岡 崎 修 子	子ども未来課主査
	石 川 雅 康	子ども未来課副主査
	弓 削 仁 美	子ども未来課主事補
	川 本 千 枝	中央保育所長
	星 真 理 子	南保育所長
	中 川 博 子	勇足保育所長
	北 山 真優美	仙美里保育所長
	毛 利 弘 子	子育て支援センター所長
	岩 谷 美紀子	ことばの教室主査

### 3 本別町子ども・子育て会議開催状況

#### 平成25年度

第1回	平成25年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・子ども・子育て支援新制度の概要について</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画の策定について</li> <li>・ニーズ調査について</li> </ul>
第2回	平成26年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズ調査結果報告について</li> </ul>

#### 平成26年度

第1回	平成26年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の必要性に認定について</li> <li>・ニーズ調査を踏まえた「量の見込み」と「確保方策」について</li> <li>・利用者負担額の設定について</li> <li>・へき地保育所のあり方について</li> </ul>
第2回	平成26年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の必要性の認定について</li> <li>・利用者負担額の設定について</li> </ul>
第3回	平成27年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担額の設定について</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画について</li> </ul>
第4回	平成27年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援事業計画について</li> </ul>

## 「未来にひろがるまめっ子すくすく計画」の名称について

この名称は、本別町少子化対策推進協議会（本別町子ども・子育て会議の前身）で前期計画を策定するときに、決めました。

名称の思いは、

豆が水と土からの栄養を吸収し

太陽の光を受けてすくすく育ち

やがて収穫を迎え

良質な豆ができたことを喜び合うように

保護者や社会全体からの愛情をいっぱい受け

すくすく元気に成長することを喜び合い

次代を担う大人へ成長し繁栄し続けていくように願いこの名称をつけました。

## 未来にひろがるまめっ子すくすく計画

「本別町子ども・子育て支援事業計画」

(平成27年度～平成31年度)

平成27年3月

発行：本別町

〒089-3392

北海道中川郡本別町北2丁目4番地1

TEL：0156-22-2141 FAX：0156-22-3237

E-mail：fukusik@town.honbetsu.hokkaido.jp

HP：http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/

編集：本別町子ども未来課

